

IV-3 龍頭の正面向きと横向きの描き分け——エジプト絵画による解釈の検証

論旨

- ここでは、『寸法記』の龍柱図は、〈正面向きの大龍柱を向き合い（相対向き）で描いている〉という主張について検討する。
- この主張は、古代エジプト絵画を例にとって、正面向きの龍頭は描きにくいから横向きに描いているのだと説明している（西村 2019）。
- しかし、琉球の絵師は、王府の絵師も町の絵師も、龍頭の正面向きと横向きをきちんと描き分けていたことは、同時代琉球の絵師が制作した絵図で実証できる。
- 正面向きの龍頭を描き分けていたことは、龍図像をめぐる清朝皇帝と琉球国王の政治的関係から見ても妥当と考える。
- 数千年前の古代エジプト絵画の論理で、時代も文化も国際政治の環境も描画技術も異なる近世琉球の絵図を解釈するのは妥当ではない。

1) 皇帝の象徴・正面向き龍（正龍）

- 琉球王国時代において、正面向きの龍（正龍）は誰もが自由に描いて使用できる文様ではなかった。
- また、〈正面向きの龍頭は描きにくいから横向きに描く〉ことは王府の絵師には許されなかつたはずである。
- 正面向きの正龍は、五爪の龍とともに清朝皇帝の象徴だったからだ。
- 清朝冊封体制下で郡王の地位にあった琉球国王には、四爪の横向き蟠龍の使用が許されていた。



図1：『御冠船之時御道具之図』の五爪正龍と四爪の横向き龍の図案（沖縄県立博物館・美術館蔵）
左は皇帝関係の香案卓裙に描いた正面向きの五爪正龍の図案。他は四爪龍の横向きの龍の図案。王府の絵師は、正面向きと横向きの龍を厳格に区別している。

- 1867年の尚泰王冊封の際に作製された『御冠船之時御道具之図』には、冊封儀礼で使用する道具類の製作図案が多数描かれている（図1）。王府絵師が作製した図案だ。その中に香案（香炉を置く机）に掛ける香案卓裙（布カバー）の製作図案があり、「黃絹緞子五爪真向龍」（黄色の絹緞子に五爪の正面向き龍）の指示書きがある。黄色、五爪龍、正龍（正面向き龍）は、皇帝専用の色と龍図像である。

- ・香案は、冊封儀礼で正殿前に設置した闕庭に置き、その上に皇帝の詔勅や下賜品を安置する机で、その上に掛ける香案卓裙には皇帝の象徴である正面向き五爪の龍をして描いている。
- ・一方、国王や冊封使節が使用する飲食器（金製盃、漆器）や飾り蠟燭の図案には、四爪の横向き龍や向き合う双龍を描いている。
- ・正面を向く正龍と横向きの龍の区別は、五爪と四爪の区別と共に王府の絵師が最大の注意を払って描かなければならなかつたはずだ。

- ・五爪龍と正龍は、皇帝専用ともいわれるが、皇帝が琉球国王に下賜した蟒緞（皮弁服の布地）には五爪の正龍文が織られていた。
- ・四爪龍文を使用しなければならない郡王クラスの琉球国王は、清朝から特別の扱いを受けていたと考えられる。正面向き正龍は、琉球王権にとっても特別の意味をもっていた。
- ・王府の絵師が描いた「御後絵」（歴代琉球国王の肖像画）には、皇帝から支給された蟒緞で仕立てた皮弁服の国王が描かれている。御後絵の国王衣装には、正面向きの正龍と横向きの双龍が正確に描き分けられている。
- ・国王衣装図案でも正面向きの正龍と横向き龍が描き分けられており、王府の絵師は、皇帝が支給した蟒緞の龍文様を正確に正面向きと横向きに描き分けている。

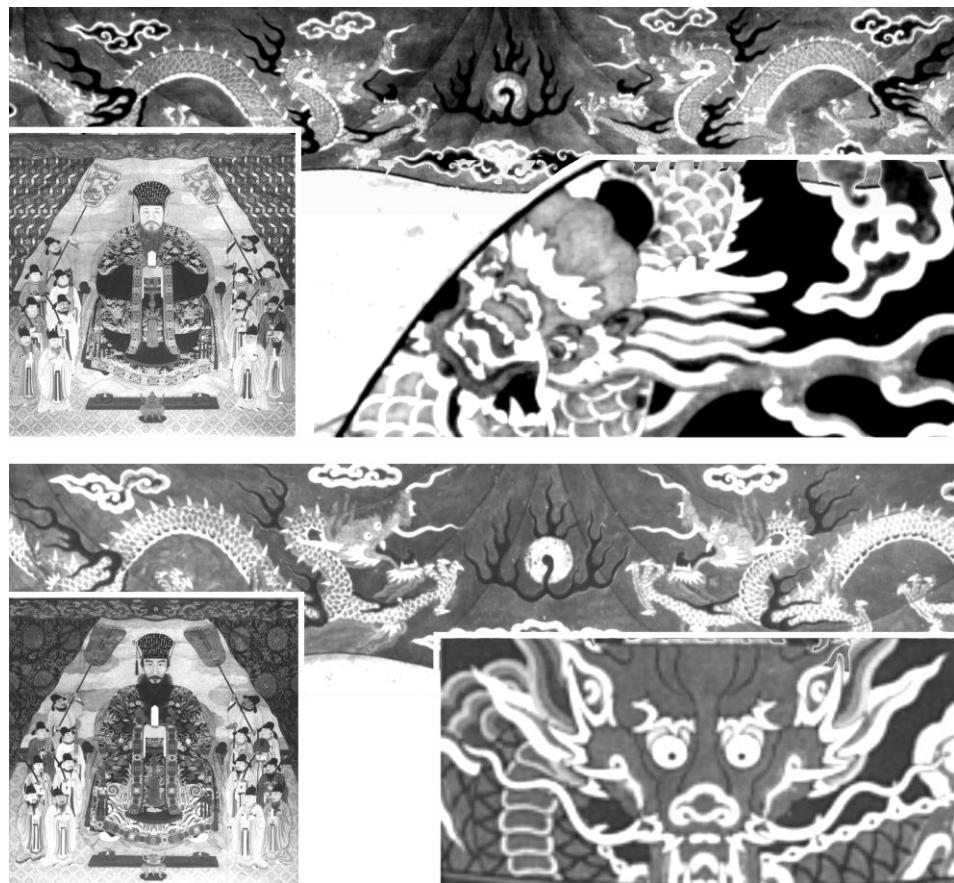


図2：龍頭の正面向きと横向きを描き分けた王府絵図。上：尚穆王御後絵、下：尚育王御後絵
(沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館蔵)

2)正面向きの龍

- 琉球の絵師が描いた絵図で検証しよう。表1は、正面向きの正龍を描いた絵図の一覧表である。王府の絵師が業務として描いた王府絵図と、町の絵師が作品として描いた民間絵図がある。

No.	分類	絵図名称	正龍・双龍の数 (確認できた数)	出典	所蔵
王府絵図	絵画	正殿前城元設営図	正龍1	鎌倉資料No.277	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵図	金壺銀壺図(「唐御代替付慶賀献上物帳」)	正龍1	『甦る琉球王国の輝』 那覇市歴史博物館	
	図案	龍波頭文様礼服補子図案	正龍1	鎌倉資料No.616	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵図	尚敬王御後絵	正龍2・双龍4対	鎌倉資料No.135	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵図	尚穆王御後絵	正龍2・双龍4対	鎌倉資料No.51	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵図	尚?王御後絵	正龍2・双龍4対	鎌倉資料No.139	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵図	尚育王御後絵	正龍2・双龍4対	鎌倉資料No.50	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	図案	黄色塗香案卓裙	正龍1・双龍1対	『御冠船之時御道具之図』	那覇市歴史博物館
	図案	紋緞子淡青綠地龍文様刺繡羽織	正龍1・双龍1対	鎌倉資料No.291	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵画	正殿前城元仲秋宴設営絵図	正龍1・双龍2対	鎌倉資料No.018	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	絵画	正殿前城元設営絵図	正龍1・双龍2対	鎌倉資料No.412	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	差図	寸法記	正龍1・双龍12対	鎌倉資料	沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
	差図	百浦添普請絵図帳	正龍1・双龍12対		那覇市歴史博物館
民間	絵画	首里那覇港図屏風	正龍1・双龍1対		沖縄県立博物館・美術館
	絵画	首里城図	正龍1・双龍2対		石洞美術館

表1：正面向き正龍を描いた絵図

- 王府絵図には、清朝皇帝へ献上する金壺・銀壺に正龍を描いた図案がある。
- 国王御後絵、国王衣装図案では、正面向き正龍と横向きの双龍が描き分けている。
- 建築図の『寸法記』や冊封儀礼の記録画と考えられる「正殿前城元設営絵図」の正殿図では、唐波豊屋根の正面向き龍頭と、横向きで向き合う形の大小龍柱を描き分けている。



図3：正面向きと横向きを描き分けた民間絵図（「首里城図」石洞美術館蔵）

- 民間絵図の正殿図でも同様に、唐波豊の主面向き龍頭と、向き合う形の龍柱を描き分けている（図3）。
- 王府絵図や民間絵図の正殿図には、龍頭に限らず正面向きの獅子頭も描かれている。
- 近世琉球の絵師が、王府の絵師、町の絵師にかかわらず、正面向き龍と横向き龍を描き分けていたことは同時代琉球の絵図から実証できる。
- これは、龍图像をめぐる清朝との君臣関係から見ても妥当だ。
- 数千年前の古代エジプト絵画で、時代も、文化も、国際環境も、描画技術も異なる近世琉球の絵図を解釈するのは妥当ではない。

IV-4 「城元仲秋宴図」と「城元設営図」の検討——制作年代の検討経過

論旨

- ・「正殿前城元仲秋宴設営絵図」（「城元仲秋宴図」）と「正殿前城元設営絵図」（「城元設営図」）には、『寸法記』と同形状の正殿と大龍柱が描かれている。
- ・二つの絵図は、正殿と大龍柱の変遷を考える上で重要な資料だが、その制作年代が課題だった。
- ・この項では、茂木仁史・麻生伸一・伊従勉・高良倉吉・安里の意見交換をとおして、両絵図が1838年の尚育王冊封の「記録画」と考えるに至った経過を紹介する。
- ・両絵図が1833年に位置づけられたことで、台石上で向き合う形状の大龍柱が、1768年『寸法記』と1846年『百浦添普請絵図帳』だけでなく、両史料の中間の年代でも確認できたことになる。
- ・また、両絵図が建築図としての『寸法記』とは異なる性格の「記録画」と評価できることで、『寸法記』に描かれた〈台石上で向き合う〉大龍柱の形状への信頼度は高くなったといえる。

1) 「城元仲秋宴図」「城元設営図」「諭祭先王廟図」「天使館之図」

- ・「城元仲秋宴図」と「城元設営図」は、原図は失われたが鎌倉芳太郎撮影のガラス乾板写真がある。
- ・鎌倉（1982：p.i）は、「城元仲秋宴図」について、尚敬王代（1713～51年）または尚穆王時代（1752～1794年）と推定。「城元設営図」についても「城元仲秋宴図」と同じ頃と述べている。
- ・「城元仲秋宴図」「城元設営図」と共に製作したと思われる絵図に「諭祭先王廟図」と「天使館之図」がある。これら4絵図は、建物を正面図で起し絵風に描き、建物内に配置した冊封使や国王が着座する曲禄の描写も酷似していることから、一連の冊封儀礼を描いた絵図と考えてよい。
- ・「城元仲秋宴図」と「城元設営絵図」には、1768年『寸法記』や1846年『百浦添普請絵図帳』と同じ形状の〈柱間3間の唐破豊と末広階段・台石の上で向き合う大龍柱〉が描かれている（図2）。『寸法記』などの大龍柱図の信憑性を高める絵図ではあるが、その制作年代の検証が課題だった。

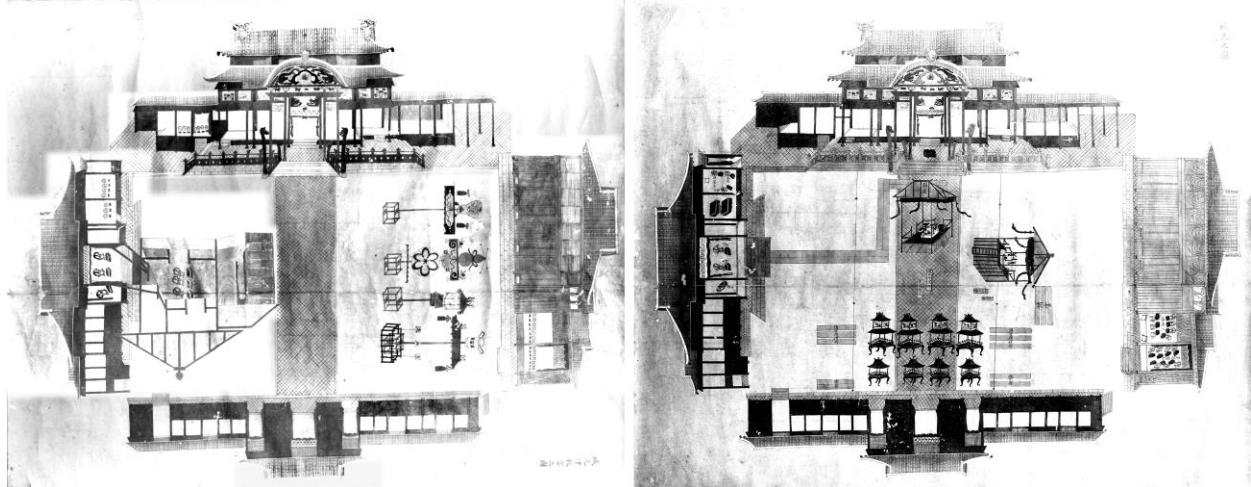


図1：「城元仲秋宴図」（左）と「城元設営絵図」（右）
(鎌倉芳太郎撮影、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館蔵)

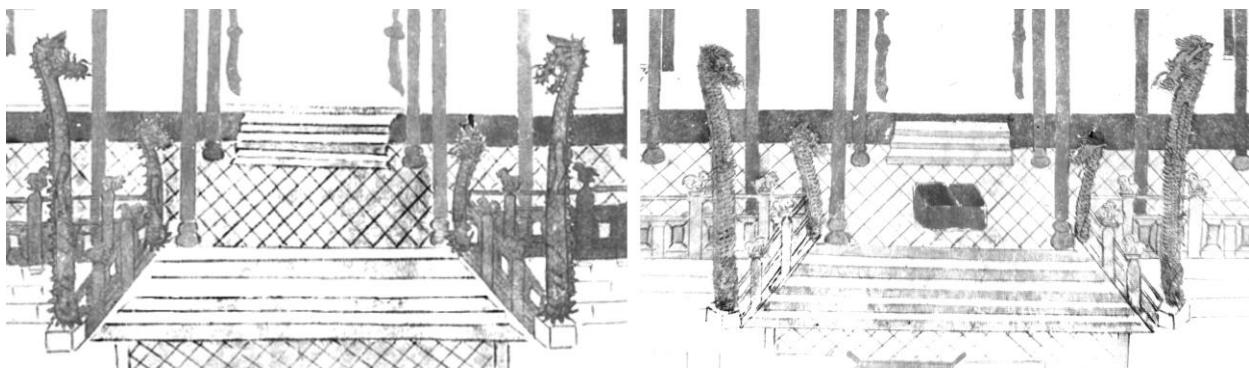


図2：台石上で向き合う形状の大龍柱（左「城元中秋宴図」、右「城元設営絵図」）

2) 制作年代の議論

- 筆者は4絵図の一つ「諭祭先王廟図」について、安里（2019：p.50）で、王府の「重要施設絵図」の分析から「諭祭先王廟図」の年代を尚穆王冊封の1756年と推定していた。「重要施設絵図」は、王府の重要なイベントを執り行う施設の会場図である。重要施設絵図における主要建物の描画手法は、年代とともに〈斜め俯瞰図→正面俯瞰図→正面図→間取り図〉へと変化する。この変化をふまえて、「諭祭先王廟図」を重要施設絵図の一つとみて、その年代を1838年の尚穆王冊封における絵図と推定した。
- 一方、茂木（2020：pp.102～103）は、「城元中秋宴図」の年代について、正殿前の御庭に描かれた「舞台」と「からくり花火」（図3左）を分析して1808～38年に絞り込んでいた。
- また、伊従（2021：p.248・258）は、「城元設営図」の年代について龍亭の数から1838年の冊封儀礼の設営図と考えている。
- この時点で、「城元中秋宴図」の年代に関して、鎌倉、安里、茂木、伊従による4つの年代観があった。

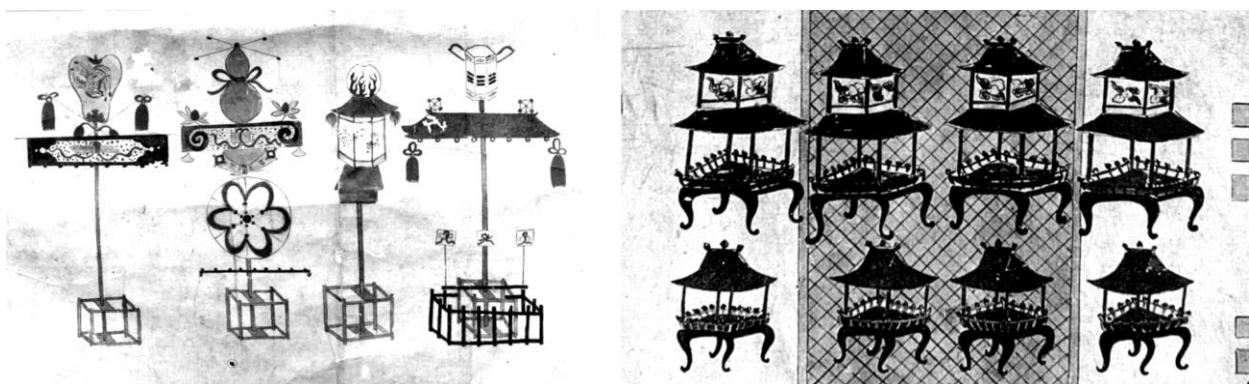


図3：「城元中秋宴図」の花火（左）と「城元設営絵図」の龍亭（右、上の4基）

- 「城元中秋宴図」についての意見交換は、その年代について高良氏から、1838年尚育王冊封時点だと思うがどうか、という問い合わせから始まった。
- まず伊従氏から、「城元中秋宴図」には冊封儀禮で皇帝の勅諭などを載せる「龍亭」が4基描かれている（図3右）ことに注目。龍亭は1808年尚灝王冊封では3基と推定できるが、1838年の尚育王冊封の時だけ4基あったと考えられるとの指摘があった。
- 麻生氏が、「尚家文書」を点検して、1808年の龍亭数は不明だが、1838年の尚育王冊封の時は龍亭が

4基だったことを確認した。

- 茂木氏からは、「城元中秋宴図」は、国王一世一代の大イベントである冊封儀礼の記録画ではないかという指摘があった。

3) 「城元中秋宴図」の評価

- こうした議論を受けて拙論を再検討した結果、「城元中秋宴図」は、イベント会場図としての重要施設絵図の一つとしてその変遷のなかで評価するのではなく、1838年の尚育王冊封儀礼の「記録画」と理解するのが妥当との結論に至った。
- 鎌倉（1982：i）によると、「城元中秋宴図」は97.1×120.3cmとかなり大きな絵図で、「城元設営絵図」も同サイズだったと思われる。真境名安興（1931：p.108）は「城元中秋宴図」について「尚家保存冊封使待遇風俗画」と題して「中秋宴に冊封使招待のときの彩色画がある」と述べている。
- 鎌倉・真境名の記述から、「城元中秋宴図」はかなり大きな彩色画だったことがわかる。重要施設絵図の多くが冊子程度のサイズで彩色がない墨書・朱書の実務用の絵図とは異なっている。やはり、「城元中秋宴図」はじめ「城元設営図」「諭祭先王廟図」「天使館之図」は尚育王冊封の「記録画」として見るべきだろう。
- 建築図としての『寸法記』絵図とは異なる性格の「記録画」でも、『寸法記』に描かれた〈台石上で向き合う〉大龍柱の形状が確認できたと考えている。

引用文献

- 安里 進 2013「首里王府の重要施設絵図調製事業」『首里城研究』No.15、pp.24-52。
- 伊従 勉 2021「中華礼制蕃国礼執行装置としての首里城」『首里城を解く——文化財継承のための礎を築く』高良倉吉・島村幸一編、勉誠出版、pp.233-259。
- 真境名安興 1931「備忘録」『真境名安興全集』第三巻 p.108、琉球新報社 1993所収。
- 茂木仁史 2020「『火花方日記』に見る琉球の花火」麻生伸一・茂木仁史編『「火花方日記」の研究』榕樹書林、pp.87-112。

IV-5 『寸法記』・「城元仲秋宴図」——描画精度の検証

論旨

- ・『寸法記』・『御普請絵図帳』と「城元仲秋宴図」・「城元設営図」の描画精度について検証する。
- ・前項（III-4）で、「城元仲秋宴図」と「城元設営図」について、尚育王冊封儀礼の「記録画」であり、建築図としての『寸法記』や『御普請絵図帳』とは製作目的や性格が異なる評価した。
- ・当然のことだが記録画や建築図といえども全てが正確・詳細に描かれているわけではない。
- ・絵図から歴史情報を読み取るためには、個々の絵図について描画精度を検証する作業が必要だ。どの部分が正確で、どの部分にデフォルメや省略があるかなどの検証作業である。
- ・ここでは、上記4絵図の描画精度について、昭和修理で正殿を実測した「拝殿実測図」と比較する方法で検証した。
- ・台石の大きさ、欄干親柱の本数など細部についてはデフォルメや省略があるが、『寸法記』・『御普請絵図帳』では、石階段の段数、欄干との結合部分など、重要な部分の描画は正確だ。
- ・また、4絵図は、共通して〈台石上で向き合う〉形状の大龍柱を描いているが、これも王権を象徴する重要な部分であり、正確に描画していると考える（大龍柱の「向き」についてはIII-1参照）。

1) 「国宝沖縄神社拝殿実測図」（「拝殿実測図」）

- ・『寸法記』・『御普請絵図帳』・「城元仲秋宴図」・「城元設営図」の4絵図については別項で紹介しているので、ここでは「国宝沖縄神社拝殿実測図」（以下「拝殿実測図」）について簡単に説明する。
- ・昭和5年～8年の正殿解体修理で作製した図面で、修理前の正殿を詳細に実測しており、その正確さと信頼度は極めて高い。
- ・正殿は、1846年の重修（解体修理）以降は大規模修理がないまま昭和修理に至っている。
- ・明治以後の小規模の改修や損傷はあるが、「拝殿実測図」は1846年重修正殿（『御普請絵図帳』）の状態（特に建築構造）をよく残している。

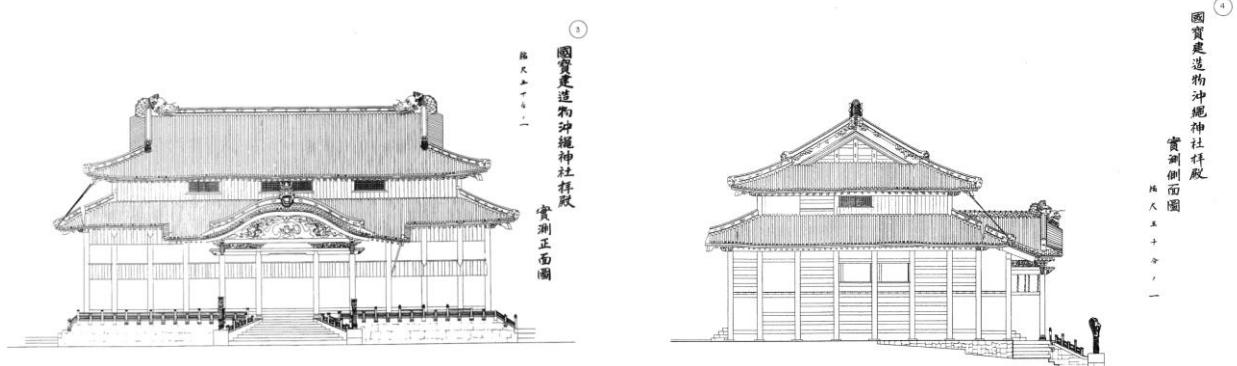
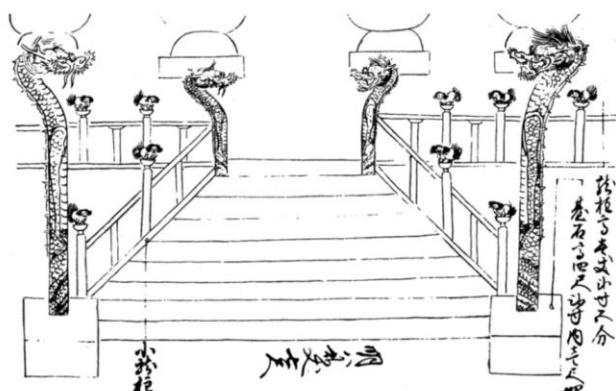
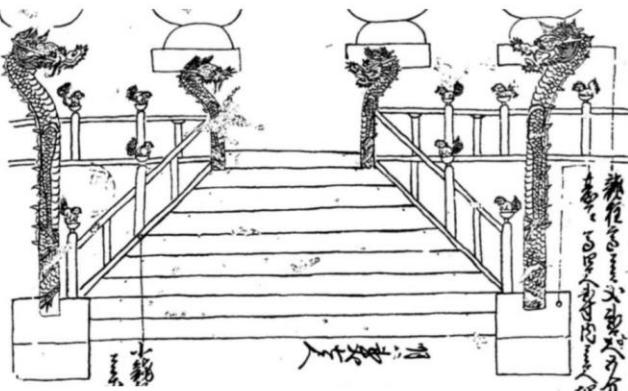


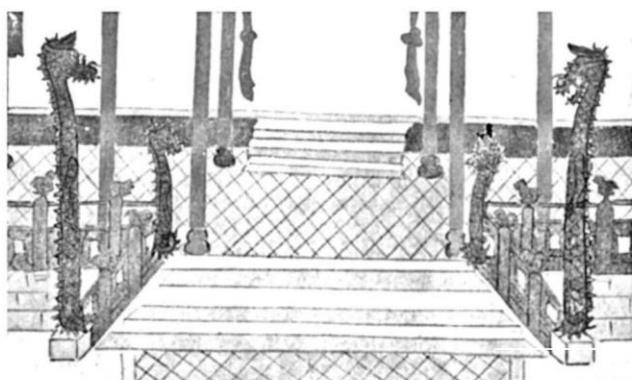
図1：拝殿実測図（一部、文化庁蔵）



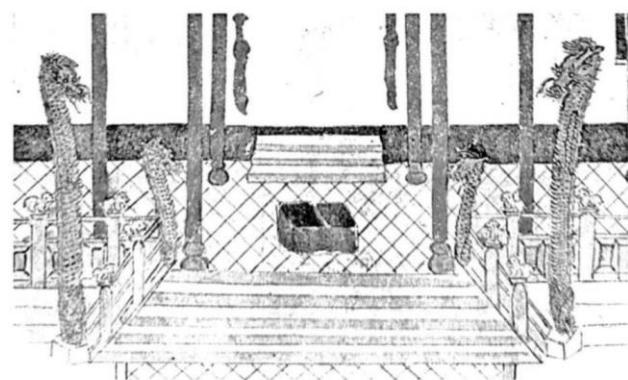
1768年『寸法記』



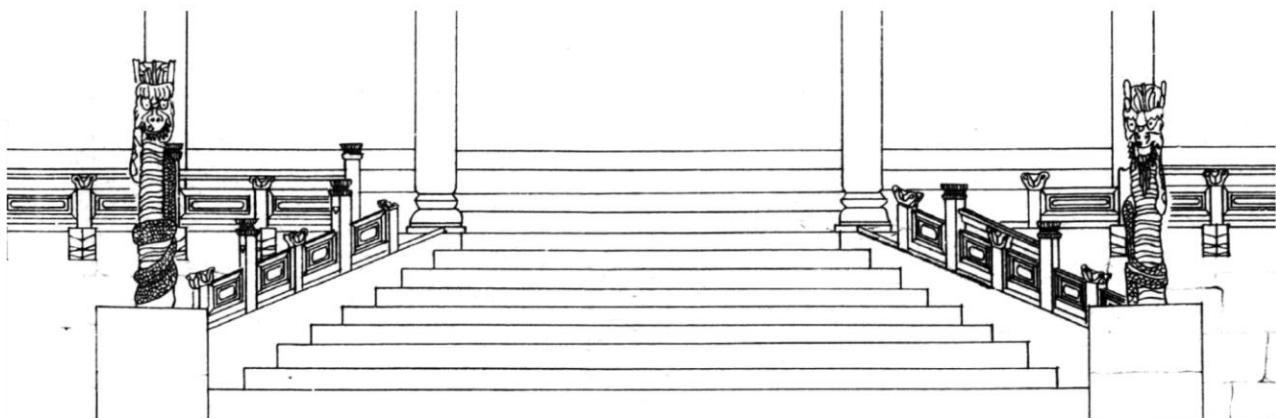
1846年『御普請絵図帳』



1838年「城元仲秋宴図」



1838年城元「城元設営絵図」



1928年「拝殿実測図」

図2：石階段・欄干・台石・大龍柱・小龍柱の描画

2) 『寸法記』・『御普請絵図帳』の描画精度

- ・『寸法記』と『御普請絵図帳』の描画はほぼ同一である。
- ・図3は、「拝殿実測図」の大龍柱の高さを基準に、各絵図の大龍柱高を揃えた比較である。
- ・「拝殿実測図」には、比較を分かりやすくするために、昭和修理の小龍柱と平成復元の大龍柱を加筆した。
- ・正殿重修の建築図である『寸法記』と『御普請絵図帳』の描画精度の高さを示す部分は下記のとおりである。
 - ・大小龍柱の高さの比率は、両図とも約1:0.4で、ほぼ正確に描いている(図3)。
 - ・平成復元の大龍柱の高さは、『寸法記』の記載(1丈2寸5分=3m11cm)で復元している。小龍柱は「拝殿実測図」の高さから1m33cmで復元している。大小龍柱の高さの比率は≈1:0.4になる。
 - ・石階段の段数は、「拝殿実測図」で9段。両絵図も9段で正確に描いている(図3)。
 - ・台石上の大龍柱と石階段親柱との連結関係も正確に描いている(図4)。
 - III-1で検討したように、台石上の大龍柱は石階段欄から分離しているが、欄干親柱を台石に嵌め込んで欄干の倒壊を防いでいる。正面図では、この部分は台石と大龍柱に隠れて見えない部分になる。しかし、『寸法記』・『御普請絵図帳』では、本来大龍柱と台石に隠れて見えない部分を、敢えて大龍柱と欄干が分離している状態を描くとともに、欄干親柱が台石に接続した状態も描いている。
 - ・台石の高さは小さいが、図面に台石高の数値を注記することで、絵図の精度を補っている。

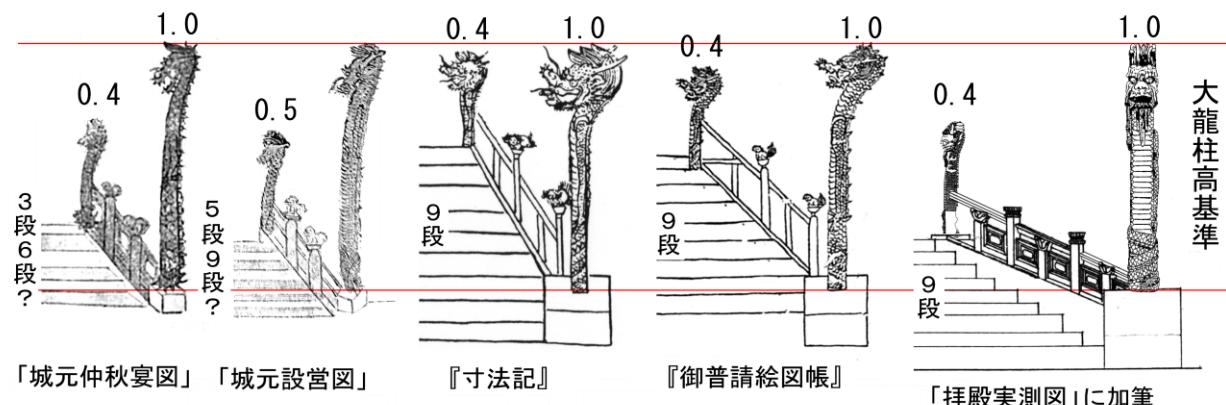


図3：大龍柱・台石・小龍柱・石階段・欄干の比較（数字は大龍柱高1.0に対する小龍柱高の比率）

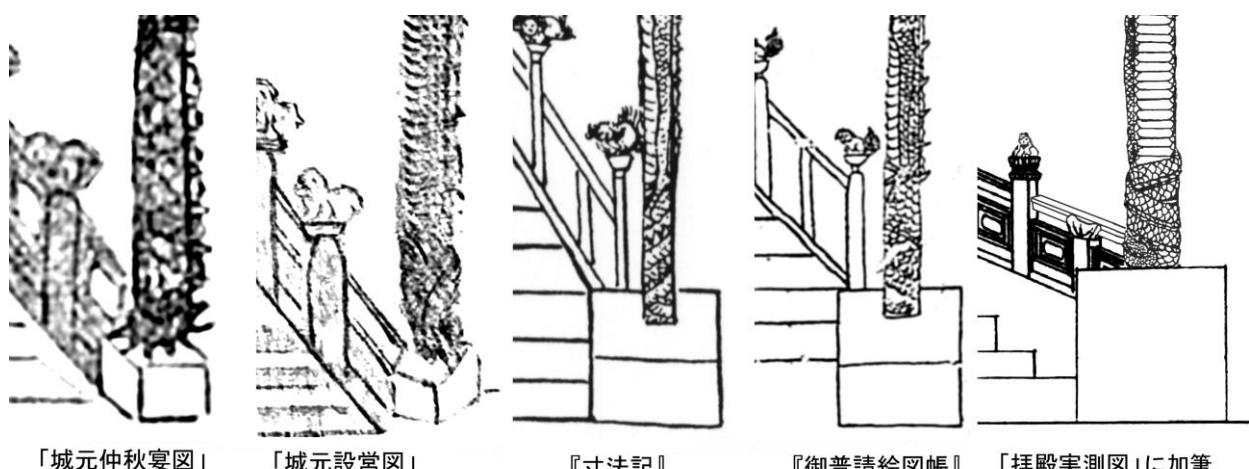


図4：台石・欄干・大龍柱の描画

- ・『寸法記』・『御普請絵図帳』の不正確部分は下記のとおりである。
- ・大龍柱基部のトグロ巻きを逆回りに描いている。
- ・石階段欄干の親柱3本を2本に省略している。
- ・欄干羽目石を省略している。
- ・「拝殿実測図」の大龍柱は、宝珠を掴んで上に突き出す前脚は、阿形（南側龍柱）が右脚、吽形（北側龍柱）が左側だが、両絵図は逆に描いている。この逆描画は誤描画ではなく近世琉球における珠取龍図像の描画法によるものである（III-2で説明）。
- ・「拝殿実測図」では大龍柱は台石上で正面を向くが、両絵図は台石上で向き合う。これが絵図の誤描画か正しいのかが大龍柱の向きをめぐる論点だが、その評価についてはIII-1で説明した。

3) 「城元仲秋宴図」・「城元設営図」の描画精度

- ・「城元仲秋宴図」と「城元設営図」の正殿部分はほぼ同一である。
- ・尚育王冊封儀礼の記録画と考えられる「城元仲秋宴図」「城元設営図」では、『寸法記』・『御普請絵図帳』とは精度が異なっている。
- ・大小龍柱の高さの比率は、1:0.5と1:0.4でほぼ正確である（図3）。
- ・欄干羽目石は省略せずに描いている（図4）。「城元仲秋宴図」が97.1×120.3cm大形絵図という絵図の性格によるのだろう。
- ・一方、台石は、大龍柱に対してはかなり小さいが、欄干との比較では相応の大きさで描かれている。（図4）。
- ・石階段の段数も9段または5段、6段または3段、とどちらとも読み、正確さに欠ける。
- ・「城元設営図」では、左右の台石と大龍柱がやや斜めを向く。向き合う小龍柱も同様にやや斜めを向いているので、実際に斜めを向いていたのではなく、描画の不正確さだと考えられる。

4) 『寸法記』・『普請絵図帳』と「城元仲秋宴之図」・「城元設営図」の描画精度の評価

- ・『寸法記』・『普請絵図帳』と「城元仲秋宴図」・「城元設営図」は、どちらも正確部分と不正確部分があるが、『寸法記』・『普請絵図帳』の正確度が高い。
- ・『寸法記』・『普請絵図帳』では、建築図という性格を反映して、構造的に重要な部分である石階段欄干と大龍柱・台石との接合関係や、石階段の段数を正確に描画している。
- ・「城元仲秋宴図」・「城元設営図」では、石階段の段数描画が曖昧になり、大龍柱台石も大きさや向きの正確度が落ちる。大龍柱・台石と欄干の接合関係も曖昧だ。これは、両絵図が建築図ではなく記録画という性格によると考える。
- ・『寸法記』・『普請絵図帳』と「城元仲秋宴図」・「城元設営図」は、建築図と記録画という性格のちがい、年代の違い、描画の省略部分の違いなどにもかかわらず、〈台石上で向き合う〉形状の大龍柱と向き合う小龍柱の描画は共通している。
- ・III-3で述べたように、清朝との君臣関係における龍図像の持つ意味を考えると、4絵図に共通する〈台石上で向き合う〉大龍柱の形状は、正確に描画された部分とみるのが妥当だと考える。

IV-6 伝呉著仁筆「首里那覇全景図屏風」——年代の検証

論旨

- ・「首里那覇全景図屏風」は、首里城正殿と大龍柱の変遷の議論のなかで、18世紀の大龍柱を描いた絵図として使われてきた（西村 1993 など）。
- ・この絵図は、呉著仁（1737 生 – 1800 没）が 18世紀後半に制作したと考えられてきたからだ。
- ・しかし、絵図には王国末期 19世紀の景観が描かれている。呉著仁筆でないことは明らかだ。
- ・一方、正殿とその周辺施設（唐波豊・大龍柱・奉神門・広福門など）については 18世紀の景観を描いているが、これにも同時に存在しないはずの施設等が一緒に描かれている。
- ・この絵図から 18世紀の正殿・大龍柱を論ずるためには、慎重に吟味する必要がある。
- ・以下は、学術誌（『首里城研究』No.24）に掲載予定の小文である。

はじめに

琉球絵画史上の傑作と評されてきた「首里那覇全景図屏風」には、多くの矛盾がある。この絵図は、呉著仁（呉着温、屋慶名政賀、1737–1800）が、18世紀の首里・那覇を精緻な大パノラマで描いた鳥瞰図（図1）とされ、首里城部分についても、18世紀の正殿と大龍柱を描いた資料として使用されてきた（西村 1993、伊徳 2004）。

しかし、「首里那覇全景図屏風」（以下「全景図屏風」）には、呉著仁没後から王国末期の 1873 年までに設置された石碑や施設等が数多く描かれている。呉著仁の作品でないことは明らかだ。

その一方で、首里城正殿周辺については 18世紀前半～中頃の景観を描いているが、これにも年代の矛盾がある。



図1：伝呉著仁「首里那覇全景図屏風」（沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館蔵 鎌倉資料）

1、鎌倉の評価と年代・作者の諸説

「全景図屏風」は、戦前の那覇市役所が所蔵していた6曲屏風で、寸法は不明だが、首里那覇鳥瞰図のなかでは最大級だろう。沖縄戦で焼失したが、鎌倉芳太郎が撮影したガラス乾板とモノクロ写真がある。

鎌倉は、本絵図について次のように評価した（鎌倉 1982 : p.206, p.210）。①箱書きからみて呉著仁筆。②北京留学（1770～1772年、34～36歳）後の壯年期の作品。③呉著仁が創めた中国伝来水墨画様式による新様式の鳥瞰式構図法の絵図。④記録画としても価値が高い。⑤琉球藝術を代表する絵画の傑作。鎌倉によって「全景図屏風」の琉球絵画史における評価が定着し、また正殿変遷の基本資料に位置づけられてきた。

本絵図の作者と年代については、鎌倉説の他にもいくつかの説がある。

王国末期～明治期の画家・長嶺国華も、筆勢よりして呉著仁とみているが（眞境名 1993 : p.165）、島袋全發は、明治初期に活躍した友寄某の作だとする那覇市長の意見を紹介している（島袋 1930 : 口絵解説）。眞境名安興も、1884年に御物城に建てた博物館らしい建物が描かれているとして、明治期の友寄渓桃の作ではないかと疑っている（眞境名 1993 : pp.112-113）。近年では、伊徳（1998 : p.23）が正殿周辺施設の景観年代を1754～68年、堀川彰子（2008 : p.130）は制作年代を1758～1800年の間に設定しているが、いずれも呉著仁筆を前提にしていた。

筆者（安里 2019 : p.21）は、眞境名が明治期の友寄渓兆作とみた根拠について、御物城に描かれた「建物」は、爬龍船見学用の仮設天幕であり、眞境名説は成り立たないことを指摘した。

ただし、本絵図の景観年代については、①1801年に龍潭池畔に設置した首里国学や②1808年に建立した那覇港・落水の「石碑」を描いているが、③1837年に設置した首里聖廟を描いていない、として景観年代を1808～37年に設定した。

津波古（2019 : p.126）も、那覇港・落平に「2つの樋」があることら1808年以降に描かれたとして呉著仁画ではないとしている。

本絵図の景観年代と呉著仁の死去年との間に齟齬があるが、他の絵図でも類似した事例が報告されている。鎌倉が慎思九55歳（1821年）頃の作とした「首里那覇泊全景図」は、落款印からみてその子・慎克熙の作である（堀川 2008 : p.130-131）。沖縄県公文書館蔵「首里那覇鳥瞰図」には、京都の画家・松村呉春（1752～1811）の落款と印があるが、景観年代と独特な構図や筆致からみて阿嘉宗教筆である（安里 2019a : p.24）。

2、冊封七碑と1873年竣工の中城御殿

筆者は2019年論文の後、「全景図屏風」には、呉著仁死去後から王国末期の1873年にいたるまでに設置された施設等が多数描かれていることを確認した（表1）。

首里城瑞泉門前にあった、1719年の徐葆光石碑「中山第一」から1866年の趙新石碑「靈脈流芬」に至るまでの7基の冊封使石碑（「冊封七碑」）を、それぞれの位置・形ともにほぼ正確に描いている（図2左、ただし8

表1：「全景図屏風」に描かれた施設等の年代

施設等	存在時期
徐葆光石碑「中山第一」	1719年以降
広福門／3棟1門	1729年以降
久茂地川沿岸の宅地化	1733年以降
聖現寺／天久宮移転後	1734年以降
美栄橋（石橋）	1736年以降
日影台	1739年以降
奉神門／1棟3門	1754年以降
全魁石碑「雲根石髓」	1756年以降
正殿唐破豊／柱間1間	1767年以前
那覇東村の川沿道路	1782年以降
趙文楷碑「暘谷靈源」	1800年以降
首里国学（龍潭池畔）	1801年以降
波之上宮社殿（1棟構成）	1803～1923年
斎鯤石碑「活潑澣淵」	1808年以降
落平の石碑	1808年以降
林鴻年石碑「源遠流長」	1838年以降
高人鑑石碑「飛泉漱玉」	1838年以降
城壁の灰粉塗装	1851年以降
趙新石碑「靈脈流芬」	1866年以降
中城御殿（龍潭の北側）	1873年以降

基描く)。1873年に竣工した龍潭前の中城御殿も描いている。正門、上御中門、望楼、脇門などの位置・形状とも大概正確だ(図2右)。

しかし、1879年の琉球処分以降の施設等は描いていないので、景観年代の下限は王国末期の1873~79年になる。冊封七碑や中城御殿がほぼ正確に描かれていることからみても、「全景図屏風」が呉著仁筆でないことは疑問の余地がない。

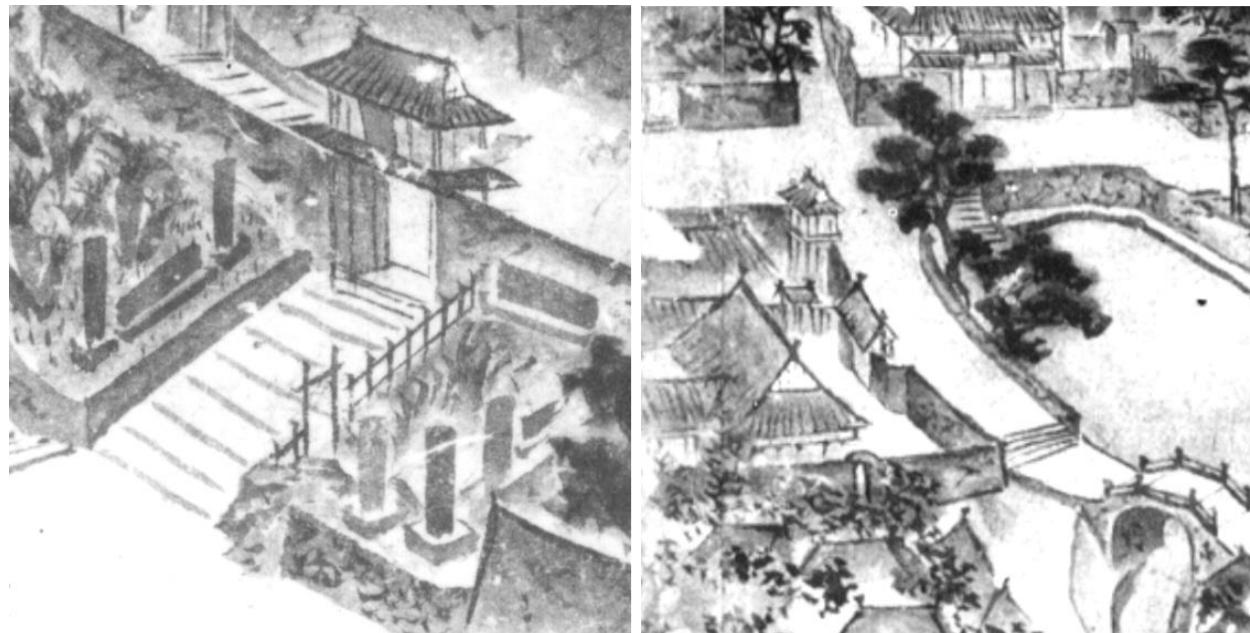


図2:「首里那霸全景図屏風」に描かれた瑞泉門前の冊封七碑(左)と龍潭前の中城御殿(右)

3、正殿周辺施設の年代矛盾

「全景図屏風」の景観年代の下限が王国末期である一方で、正殿周辺の施設(正殿・石階段・大龍柱・奉神門・広福門)については、18世紀前半～中頃の古い景観を描いている(図3)。正殿は、柱間1間(柱と柱の間の数)の唐破豊、正面の石階段は直線階段(平行耳石階段)、大龍柱は台石がなく石階段欄干に連結して正面を向く。奉神門は1棟3門(中央1棟に3つの門がある)。広福門は3棟1門(3棟の中央棟に1門がある)。

最近、大龍柱に台石を設置した年代が判明した。「百浦添御普請帳」によると、1728年正殿大破の翌1729年重修で、首里城に大きな台石を運び込んで閏7月8日に大龍柱を立てている(比嘉1940)。本絵図のように、台石がなく直線階段に連結して正面を向く大龍柱は1728年の正殿大破以前の姿である。

ところが、「全景図屏風」の奉神門は1754年以後の1棟3門だ。奉神門は、3棟3門(3棟に各1門がある)から1754年に1棟3門に改修されている(真境名1999: pp.113-114)。1棟3門の奉神門と台石がない大龍柱は同時に存在しない。また、呉著仁の生没年(1737-1800)とも整合しない。無台石正面向きに描かれた大龍柱も、呉著仁が生まれた時にはすでに台石が設置されていた。「全景図屏風」の正殿周辺景観には、こうした年代的な矛盾がある。

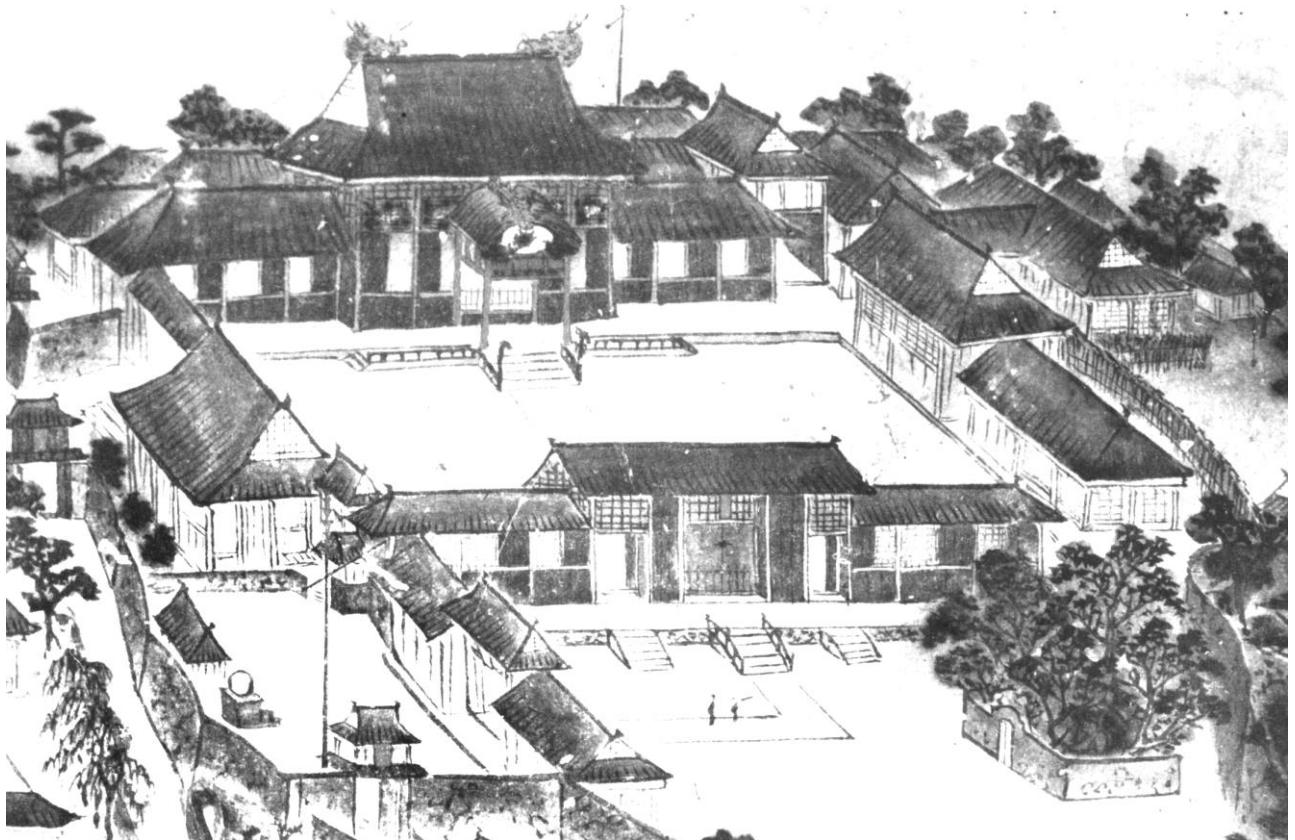


図3：正殿周辺の施設

柱間1間の正殿唐破豊、直線階段、無台石の正面向き大龍柱、1棟3門型式の奉神門、3棟1門型式の広福門が描かれている。

4、景観年代の矛盾と呉著仁の生没年

本絵図における景観年代の矛盾と呉著仁は、どのように整理できるのだろうか。呉著仁筆に拘れば、王國末期に別の絵師が彼の作品を模写し、これに新情報を加筆したと想定できる。その場合、「全景図屏風」の18世紀前半～中頃の首里城を描いた部分に呉著仁絵図の痕跡が残っていることになるが、これは成り立つだろうか。

図4は、「全景図屏風」に描かれた正殿等の存在期間と呉著仁の生存期間の比較である。アミ掛け部分が「全景図屏風」に描かれた施設等の存在期間と呉著仁の生存期間である。正殿周辺施設の変遷は、伊徳（1998・2004）、安里（2019a・2019b）にもとづいている。18～19世紀の正殿は、焼失や損壊による再建と重修を境に様式を変えてきた。その概要是下記のとおりである。

1709年焼失と1710年再建では、奉神門を長屋門から3棟3門に改変した。1728年正殿大破後の1729年重修では、大龍柱に新たに台石を設置したが、大龍柱の「向き」は不明である。唐破豊前の石階段は直線階段の可能性があるが確実ではない¹⁾。広福門も正殿重修にあわせて3棟1門に変更。奉神門は1754年の大破後に1棟3門に改修された。1766年正殿大破による正殿重修の記録がいわゆる『寸法記』である。この重修では大きな変更があった。大龍柱は台石上で向き合い(相対向き)、石階段はハの字形の末広階段、唐破豊は柱間3間に変更している。

さて、「全景図屏風」には1728年以前に存在していた無台石の大龍柱が描かれているが、呉著仁が生まれた時には台石上の大龍柱に変わっていた。「全景図屏風」に描かれている柱間1間の唐破豊と1棟3門の奉神門が同時に存在した期間は1754～66年間に限定できる。呉著仁18～30歳の頃だ。しかし、中国絵画研究で北京留学する前の若い呉著仁に「全景図屏風」のような大作が描けたのか疑問がある。

仮に呉著仁画が「全景図屏風」の原図になったとしても、正殿等の部分には 1728 年以前の無台石の大龍柱と 1754 年以後の 1 棟 3 門の奉神門と一緒に描くという年代矛盾があることを指摘しておきたい。

西暦	1701-07	1709	1710	1728	1729	1737	1754	1766	1767-68	1800
大龍柱の台石	無台石	正殿など 焼失	無台石	正殿大破		台石設置	正殿大破		台石設置	
大龍柱の向き	正面		正面			向き不明			向き合い	
正殿／石階段	直線階段		直線階段			直線階段力？			末広階段	
正殿／唐玻豊	柱間 1 間		柱間 1 間			柱間 1 間			柱間 3 間	
奉神門	長屋門				3 棟 3 門	大破			1 棟 3 門	
広福門			1 棟 1 門				3 棟 1 門			
呉著仁の年齢					呉著仁生	18	30	31	64 歳没	

図 4：描かれた正殿周辺施設の存在期間と呉著仁の生没年

アミ掛けは、「首里那覇全景図屏風」に描かれた正殿周辺施設の存続期間と呉著仁の生存期間。

むすび

呉著仁筆といわれてきた「全景図屏風」の景観分析では、この絵図は呉著仁筆ではなく王国末期 19 世紀の作品であることは確かである。18 世紀の首里城正殿周辺の景観を描いた部分についても呉著仁画を模写した痕跡と考える積極的な証拠を見いだすことができなかった。

では、なぜ正殿周辺を古い時代の景観で描いたのか、そもそも「全景図屏風」の制作者は誰かという問題が浮上してくるが、これは今後の課題としたい。

また、制作年代の見直しで、琉球絵画史における「全景図屏風」の再評価が大きな課題になる。筆者（安里 2019a・2019b）も、本絵図を首里那覇鳥瞰図という絵画様式のなかに位置づける作業をしてきたが、再考が必要だと考えている。

筆末になったが、「首里那覇全景図屏風」の写真掲載を許可していただいた沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館に感謝申し上げる。

注

- 1) 1729 年重修～1766 年大破までの石階段の形についての資料は「首里古地図」だけである。同絵図の石階段形状についての筆者の判断は「直線」「末広」とぶれてきたが、本項では不明としておく。

引用文献

- 安里 進 2019a 「首里那覇鳥瞰図の年代設定と描かれた景観の虚実」『近世城下絵図の景観分析・GIS 分析』平井松午編、古今書院、pp.15～36。
- 安里 進 2019b 「描かれた首里城正殿の虚実」『沖縄県史 図説編 前近代』沖縄県教育庁文化財課史料編集班、pp.154～163。
- 伊徳 勉 1998 「琉球王権の場所」『建築史学』31、建築史学会、pp.2～37。
- 伊徳 勉 2004 「首里古地図（下）」モノと図像が語る琉球史 20、沖縄タイムス 6 月 14 日。
- 鎌倉芳太郎 1982 『沖縄文化の遺宝』岩波書店。
- 島袋全發 1930 『那覇変遷記』琉球史料研究会。

津波古聰 2019 「首里那覇全景図屏風」『琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究』思文閣出版、pp.125～126。

西村貞雄 1993 「首里城正殿・大龍柱の「向き」についての考察」『琉球大学教育学部紀要』第 42 集第 1 部、琉球大学教育学部、pp.75～105。

比嘉景常 1940 「首里城正殿の龍柱に就いて」1～3、琉球新報 1 月 1 日、5 日、6 日。

堀川彰子 2008 「一九世紀以前の那覇を描いた俯瞰的絵図の基礎研究—年代・構図・系譜—」『史林』91 卷 2 号。史学研究会、pp.121～142。

真境名安興 1993 『真境名安興全集 第 3 卷』琉球新報社。

真境名安興 1999 『沖縄県土木史』沖縄県史研究叢書 7、沖縄県教育委員会。

V 古写真による検証

V-1 古写真の編年と大小龍柱・欄干の損壊過程

要旨

- ・王国末期にルヴェルテガが撮影した古写真（王国末期古写真）には、「大龍柱へし折り事件」の解明につながる情報がある。
- ・「大龍柱へし折り事件」とは、琉球処分で首里城に駐屯した熊本鎮台沖縄分遣隊（以下「分遣隊」）兵士が大龍柱をへし折って短くしたと言われている事件である。
- ・この事件は、分遣隊によって首里城が荒廃したことの象徴として繰り返し紹介してきた。
- ・この項では、王国末期古写真を分析するための基礎作業として、王国末期～昭和の正殿を撮影した古写真の編年を行った。
- ・古写真の編年をとおして、明治以降における正殿・大小龍柱・欄干の損壊過程の実態を知ることができる。
- ・古写真編年から指摘できることは、欄干に関しては、分遣隊撤収後の首里市所管時代に急速に損壊が進んでいったことである。

1) 古写真分析の方法

- ・古写真の編年（時間的先後関係を組立てる作業）をすることで、明治以降の正殿の変遷（荒廃過程）が分かる。
- ・編年の指標を、正殿基壇と正面石階段の大小龍柱と欄干の損壊に置くことにした。明治以後の大小龍柱・欄干は、欠損した部材が補修されずに年々欠損部が増大していったと考えられるからだ。
- ・昭和修理前の状態を実測した「沖縄神社拝殿実測図」を基準にして、その時点で損壊していた龍柱・欄干 52 カ所について、それぞれの古写真で損壊の有無をチェックした。
- ・古写真に画像処理を施してクリヤにし、不鮮明な部分は「拝殿実測図」と重ねあわせて損壊の有無を判断した。
- ・正殿 1 階の正面外壁についても、壁・窓・高窓・掃き出しなどの造作の変化をチェックして、龍柱・欄干の損壊過程と対比した。
- ・大小龍柱・欄干を、正殿中心軸で北（左側）・南（右側）に分け、欄干親柱間の 1 スパンを単位に区域を設定して（図 1）、各古写真で大小龍柱・親柱、親柱の獅子像・逆蓮頭・笠石・羽目石の損壊状況をチェックした。
- ・外壁も、柱間を単位に区域を設定し、窓や壁への改修状況をチェックした。

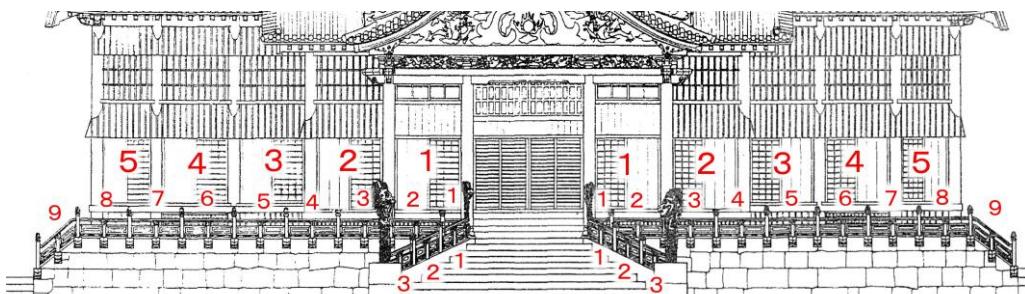


図 1：正殿 1 階外壁、基壇・石階段の欄干の区域設定

2) 分析結果のデータ

- ・21点の古写真について、大小龍柱・欄干の損壊力所を記号で表示した一覧表を作成した（表1）。
- ・●未損壊、○未損壊と思われる、× 損壊、空欄は不明である。
- ・表の年代は、撮影年代が明らかなものほか、古写真を掲載している図書などに記載された年代を採用した。

表1：古写真の龍柱・高欄の損壊力所 ●未損壊 ×損壊

正殿の龍柱・高欄の損壊力所 ●未損壊、×損壊

時期	写真資料 *那覇市歴博資料番号は下4桁表示	年代情報	欄干破壊力所	場所	基壇北高欄												石階段北高欄												石階段南高欄												基壇南高欄												那覇市歴博資料番号
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54

表2：龍柱・高欄の損壊時期

● × ●×にアミを掛けた範囲が損壊時期になる。

3) 大小龍柱・欄干の損壊過程

- ・表2では、大小龍柱・欄干の損壊箇所を損壊年代順に配列した。損壊時期を示すオレンジ色（薄茶色）の部分が、年代とともに右側に下がっていく。右下側ほど、損壊した時期が新しく、右から左へと損壊していくことになる。

- ・まず、基準とした「沖縄神社拝殿実測図」の時点で損壊していた龍柱・欄干は、52 カ所あった。
 - ・そのうち、1879～96 年の分遣隊駐屯期間（17 年間）の損壊が 17 カ所ある。
 - ・17 カ所のうち、11 カ所が親柱の獅子像部分である。獅子像の損壊は、意図的ではあるが、破壊が目的ではなく土産用などの目的で割取ったものか。大龍柱の切断短縮化もこの期間に行われている。
 - ・分遣隊撤収以後から「沖縄神社拝殿実測図」までの約 44 年間の損壊が 33 カ所、損壊時期不明が 2 カ所であった。
 - ・1896 年の分遣隊撤収以後も引きつづき陸軍省が管理していたが、1909 年に首里市に払い下げられた。分遣隊撤収以降に損壊した 33 カ所の損壊のうち、半数以上が首里市所管の期間中に損壊している。

- ・この編年表からは、獅子像や龍柱の損壊を除けば、基壇の損壊は多くは首里市所管中に進行したことが分かる。これは、首里市が念願の首里城払い下げを達成したものの財政難のために中山門、広福門を売却し、正殿の取り壊し決議に至るまでの経過と対応している。

V-2 ルヴェルテガ撮影の「王国末期古写真」の分析——王国末期の大龍柱損傷

要旨

- ・ルヴェルテガ撮影「王国末期古写真」の阿形（南側）大龍柱には大きな補修痕がある。
- ・この補修痕が、熊本鎮台沖縄分遣隊が「へし折った」と言われている阿形大龍柱の損壊につながっていくことについて、宮内庁所蔵の古写真など明治以降の古写真との比較分析を行った。
- ・明治期に分遣隊による阿形大龍柱の「へし折り事件」は、無傷の大龍柱を無理矢理へし折ったのではなく、王国末期に大きく損傷し補修した部分から「折れた」可能性がある。
- ・以下は、時間的都合で分析概要のみを説明する。

1) ルヴェルテガ撮影の「王国末期古写真」と「宮内庁古写真」

- ・両写真の比較分析の前に、両写真の比較が妥当か、検討した。
- ・両写真の正殿のサイズを合わせて重ねたところ、ほぼ一致した（図1）。同一アングルから撮影したと考えられ、比較材料として適切であることを確認した。

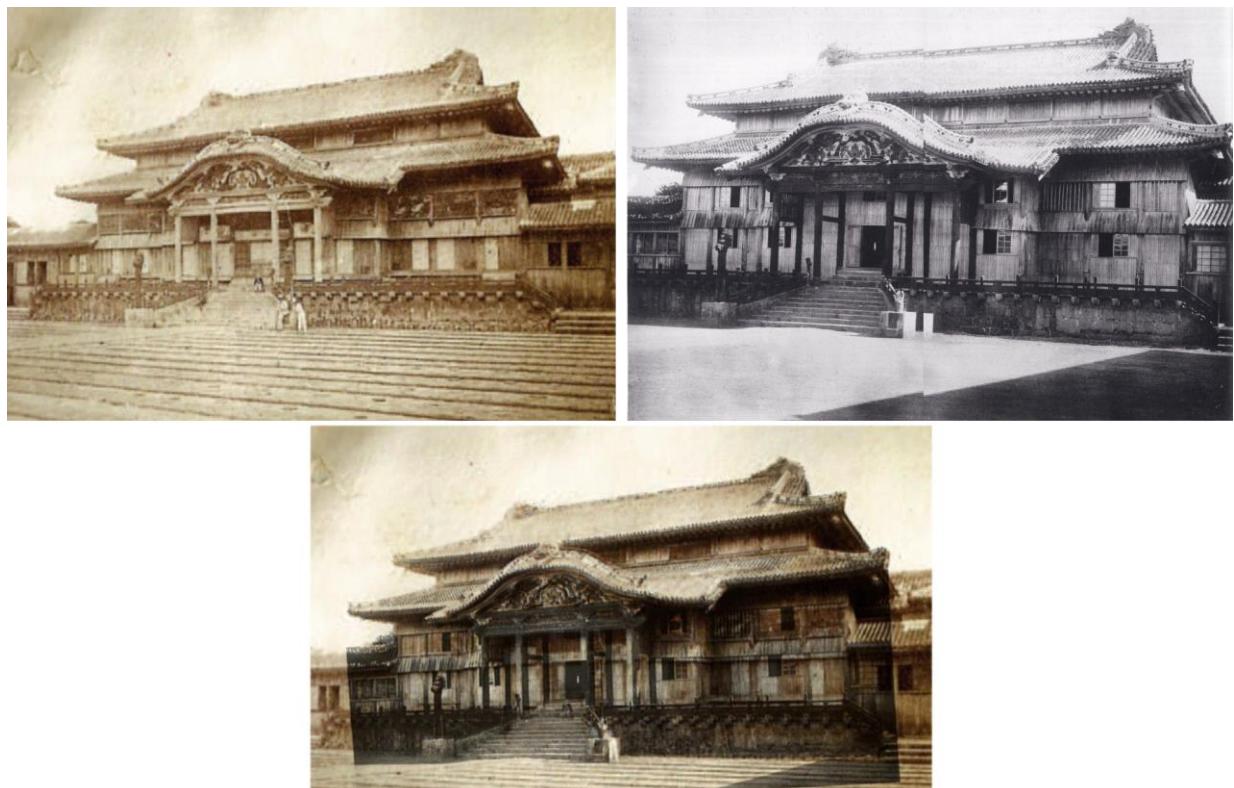


図1：ルヴェルテガ撮影の「王国末期古写真」（左）と「宮内庁古写真」（右）の重ね（下）

「王国末期古写真」はエルヴェ・ベルナール氏（在フランス）所蔵

2) 「王国末期古写真」の補修跡と「宮内庁古写真」の折れた大龍柱

- ・王国終末期の1877年にフランス海軍のルヴェルテガ少尉が撮影した「王国末期古写真」には、阿形（右側）大龍柱の胴体下部に、損傷した大龍柱を補修したと考えられる白く写った部分がある。
- ・一方、明治初期の正殿を撮影した「宮内庁所蔵古写真」には、阿形大龍柱が折れて残った胴体下半分が写っている。基壇の下には、折れた胴体上半分と思われる破片が基壇下に横たわっている。
- ・「宮内庁古写真」で基壇下にある倒壊した龍柱と思われる部分に画像処理を施してクリアにした。龍柱の右前脚・頸髄・角と思われる部分が見える。
- ・長さも、明治期に切断された龍柱上部の長さに近い。



図2：「王国末期古写真」の大龍柱補修跡と「宮内庁古写真」の大龍柱基部と折れた胴体

3) 「王国末期古写真」「宮内庁古写真」「大正期古写真」の比較

- ・「王国末期古写真」「宮内庁古写真」「大正期古写真」を、台石高を基準にしてサイズを合わせて比較した（図3）。
- ・「宮内庁古写真」の龍柱折損カ所と、「王国末期古写真」の補修跡の位置がほぼ一致する。
- ・「宮内庁古写真」の龍柱は、「王国末期古写真」の補修部分付近から折損したと考えられる。
- ・「宮内庁古写真」の龍柱折損部と「大正期古写真」の龍柱切断位置が一致する。
- ・「宮内庁古写真」の残存基部と倒壊した胴～頭部の破損カ所を「整形・短縮して接合」したと考えられる。

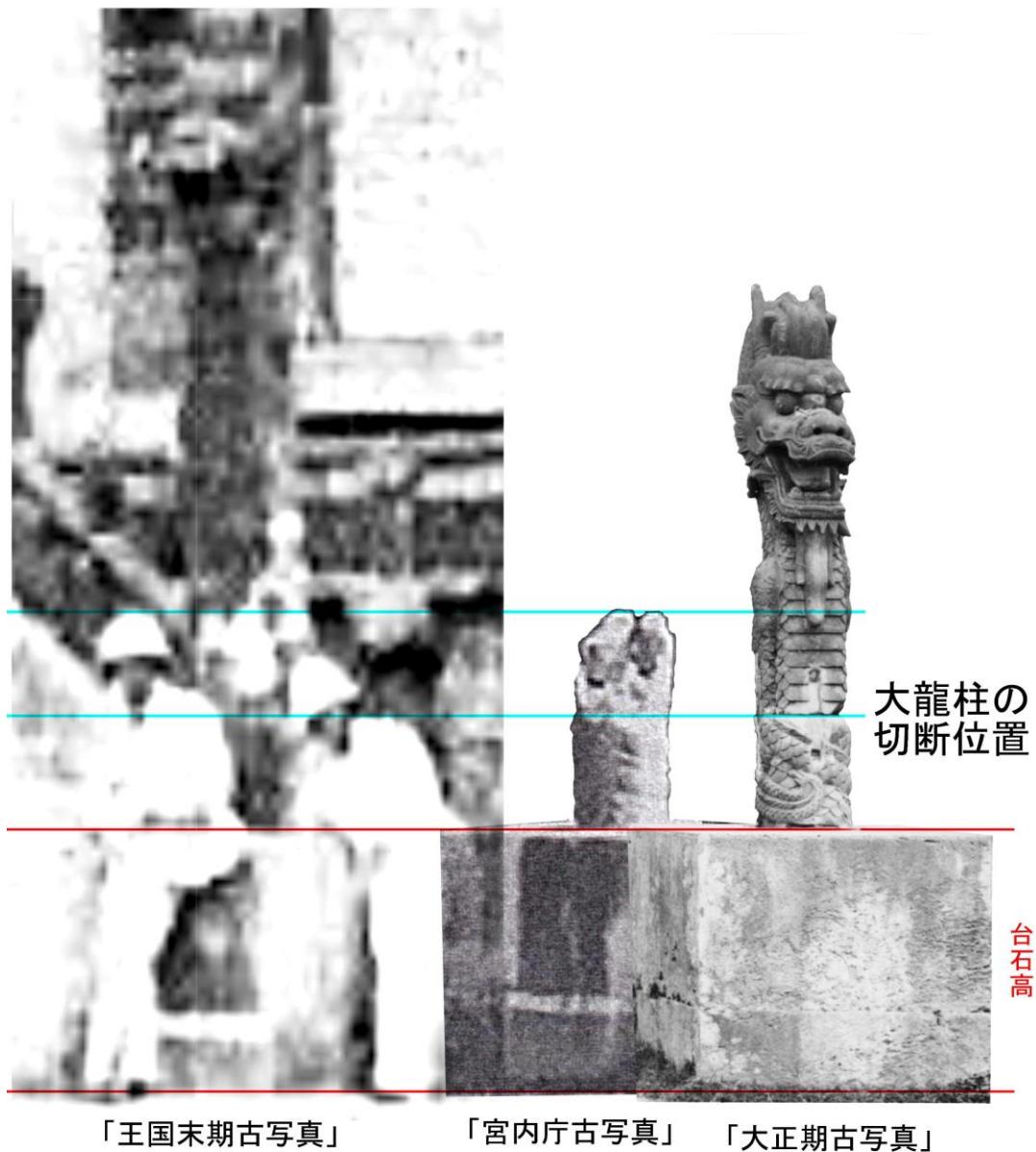


図3：「王国末期古写真」「宮内庁古写真」「大正期古写真」の比較
(「大正期古写真」は沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館蔵鎌倉資料)

4) 阿形大龍柱の損壊と切断・接合過程

- ・阿形大龍柱の損壊から折損そして切断接合に至る次のプロセスが考えられる。

- ①王国末期に龍柱が損壊
- ②補修（王国末期古写真）
- ③明治期に補修力所から龍柱上部が倒壊（宮内庁古写真）
- ④龍柱基部と倒壊した上部を整形・短縮して接合（明治期）

5) 補足——王国末期の大龍柱補修の原因

- ・「王国末期古写真」の損壊部分は石灰（いしばい）で補修したと思われる。
- ・かなり明るく（白く）写っているので、②の補修時期は新しいのではないか（昭和修理直後の写真でも、補修力所の白色部分はかなり白い）。
- ・台石正面の加飾（白っぽい四角枠内に彩色。円形の文様？）と、補修は関係があるのかも知れない。明治末期までその形跡を残しているので、張り紙ではなく台石に塗装されていたと考えられる。
- ・1704年の正殿重修では、大龍柱を取り外すと再設置の際に損傷する恐れがあるとして、大龍柱はそのままにして固く養生して正殿を重修している。
- ・1846年の重修でも、大龍柱は取り外さずに養生して工事を行っている。
- ・昭和の修理では、大龍柱を取り外して向きを変えているが、その結果、大龍柱が大きく損傷したことが古写真の比較で分かる。
- ・昭和の修理では、大龍柱のパーツを接合している銅製カスガイを取り外して大龍柱を台石から抜き取ったうえで、向きを変えて台石に再設置して再びカスガイを打ち込む作業を行っている。
- ・大龍柱の向きを変える過程で、大きな損傷が発生している。
- ・「王国末期古写真」の補修跡は、大龍柱の向きを変更する作業で生じた損壊を補修した可能性がある。今後の検討課題である。

V-3 「王国末期古写真」の画像輝度解析による正殿外壁の色

要旨

- ・正殿外壁の色については、黒ではないかという意見がある。
- ・この項では、モノクロ画像である「王国末期古写真」の輝度解析から、正殿外壁の色について検証した。
- ・『寸法記』などには、正殿外壁の塗装技法について記載があり、塗装の色が判明している。この情報を基準にして、古写真の輝度値と比較することで王国末期の正殿外壁の色を推定した。
- ・結果は、正殿外壁の色は赤色系であった。少なくとも黒色ではないことは確かである。
- ・平成復元で塗装した漆・桐油・弁柄による赤茶系の「桐油弁柄塗」は妥当と考えられる。
- ・なお、筆者は輝度解析の専門家ではないので、輝度解析の専門家による検証が必要である。

1) 正殿外壁の色と塗装技法をめぐる問題点

- ・平成復元では、正殿外壁を桐油朱塗で塗装した赤色系であるが、黒壁だったという主張も根強い。
- ・近世絵図には黒壁の正殿を描いたものが多く、また、近代のモノクロ写真にカラー彩色した写真に、外壁を黒色彩色したものもあることなどを根拠にしている。
- ・カラー彩色したモノクロ写真は、後に彩色したもので一次資料としては信頼度に問題がある。
- ・正殿を黒壁で描いた近世絵図は、すべて民間絵師が描いた絵図で、これも一次資料として問題がある。
- ・正殿を描いた近世絵図については、安里（2019）で詳細に論じたように、王府絵師が業務上描いた正殿図と、民間絵師が商品などとして描いた正殿図がある。民間絵師の正殿図は直接正殿を見て描いたものではなく、デフォルメや模写があり、信頼度に問題がある。
- ・王府絵師が業務上描いた正殿図では、すべて赤色外壁である。
- ・『寸法記』などでは、唐破風の柱・柱貫などに「桐油朱塗」の注記があること、正殿修理に多量の弁柄を調達していることから、外壁を「桐油朱塗」で塗装した。
- ・ただし、『寸法記』などには、外壁を「桐油朱塗」したという記載はない。
- ・正殿外壁の塗装と色については引きつき検討すべき課題である。

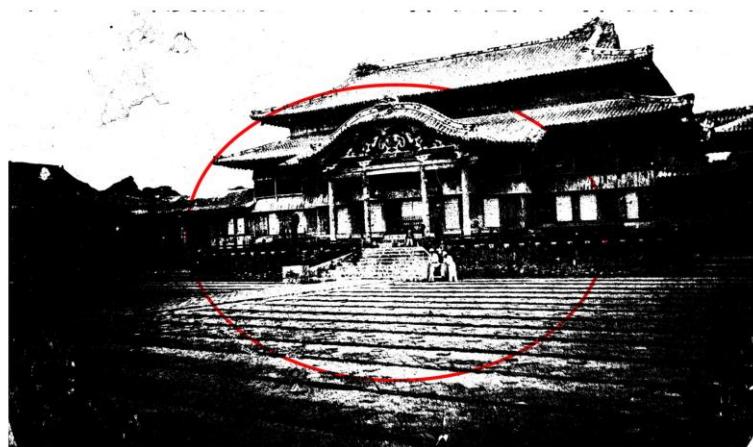
2) 「王国末期古写真」の画像解析方法

- ・ルヴェルテガが撮影した正殿の「王国末期古写真」は、モノクロ画像ではあるが画像の輝度解析で外壁の色を定量的に数値化することで推定することができる。
- ・「王国末期古写真」は、従来知られてきた明治以後の古写真と比べて比較的鮮明であり、王国時代の正殿を撮影したという点で、王国時代正殿外壁の色を分析する資料として適切である。
- ・また、『寸法記』や『御普請絵図帳』には正殿唐破風に各部分の彩色塗装の注記があり、この技法にもとづく色を基準に、「王国末期古写真」の輝度値と対比することで、外壁の色と塗装技法を推定することができる。

- ・モノクロ古写真には色情報が、モノクロの明度として表現されている。
- ・モノクロ古写真をデジタル画像化すると、モノクロの明度が、個々の画素（ピクセル）に「輝度値」として数値化されて記録される。
- ・外壁（雨戸や霧除）の輝度値を抽出して、これを『寸法記』に注記された塗装技法（桐油朱塗、桐油真塗、白塗など）から色が判明する部分（蟇保、小壁、柱貫、向拝外柱など）の輝度値を比較することで、外壁の色と技法を推定することができる。

3) 「王国末期古写真」の輝度値

- ・「王国末期古写真」から、輝度を抽出した部分は図2のとおりである。
- ・輝度の抽出は、周辺の輝度情報が混入しない部分を数カ所選び、輝度値を定量化した。
- ・輝度値の計測は、画像解析ソフト「imageJ」を使用した。
- ・各部分の輝度値を表1に示した。



↑ 画像2 値化によるサンプル採取範囲の設定

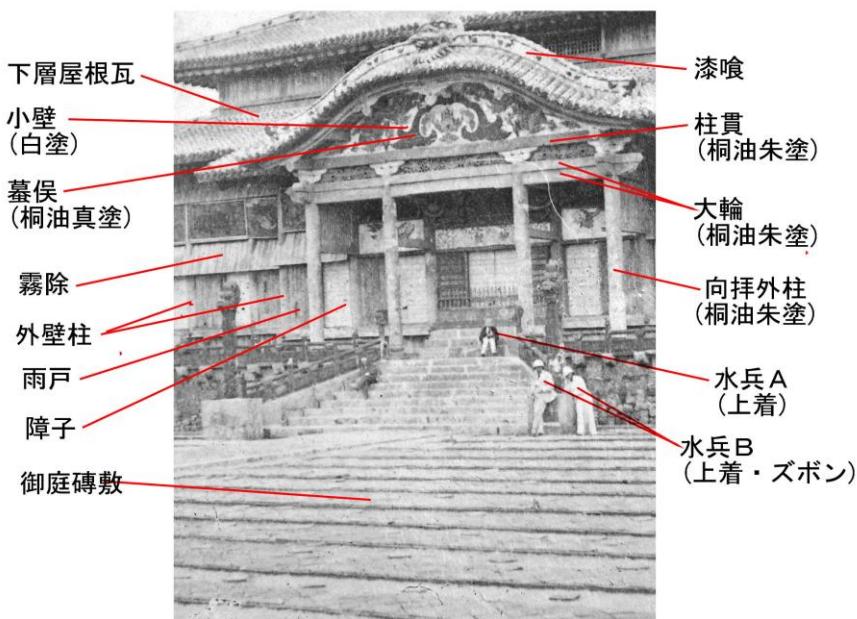


図1：輝度値サンプルの採取力所と『寸法記』の塗装技法

3) 正殿外壁の色と塗装の推定

- ・図2に、表1の輝度値をグラフ化した（各グラフの色は、便宜的なもので外壁色とは無関係）。
- ・横軸が輝度値。数値が小さい（左側）ほど暗く、数値が大きい（右側）ほど明るい。輝度値の幅は、画像処理によって変わるので、グラフの輝度値の差は相対的な差と見ていただきたい。
- ・縦軸は、輝度値頻度のパーセント値。山が高いほどサンプルが均質で、山が低く裾野が広いほどサンプルに輝度のばらつきが大きいことを示している。
- ・図2では、グラフの山の頂上分が輝度値の「最頻値」で、サンプル採取した部位を代表する輝度値になる。この最頻値に『寸法記』の名称と塗装技法を示した。
- ・図2では、黒色系の桐油真塗の蟇俠、赤色系の桐油朱塗の柱貫・向拝外柱、白色系の小壁に輝度の領域が分かれる。とくに桐油真塗と桐油朱塗の差が大きく現れている。
- ・フランス水兵の服も、水兵Aの黒上着と思われる上着は黒色領域に入り、水兵Bの白色と思われる上着・ズボンは白色領域に入る。
- ・検討課題である外壁の色を反映する雨戸・柱・霧除は、桐油朱塗の赤色系に入る。
- ・少なくとも正殿外壁は、桐油真塗による黒色系ではないことは明白である。
- ・外壁の漆塗装は、おのずと真塗、朱塗、弁柄塗、透漆などに黒・赤・茶系統の色に限られる。図2からは、桐油朱塗の赤色系領域に入る正殿外壁の色と塗装は、桐油朱塗または桐油弁柄塗と推定できる。

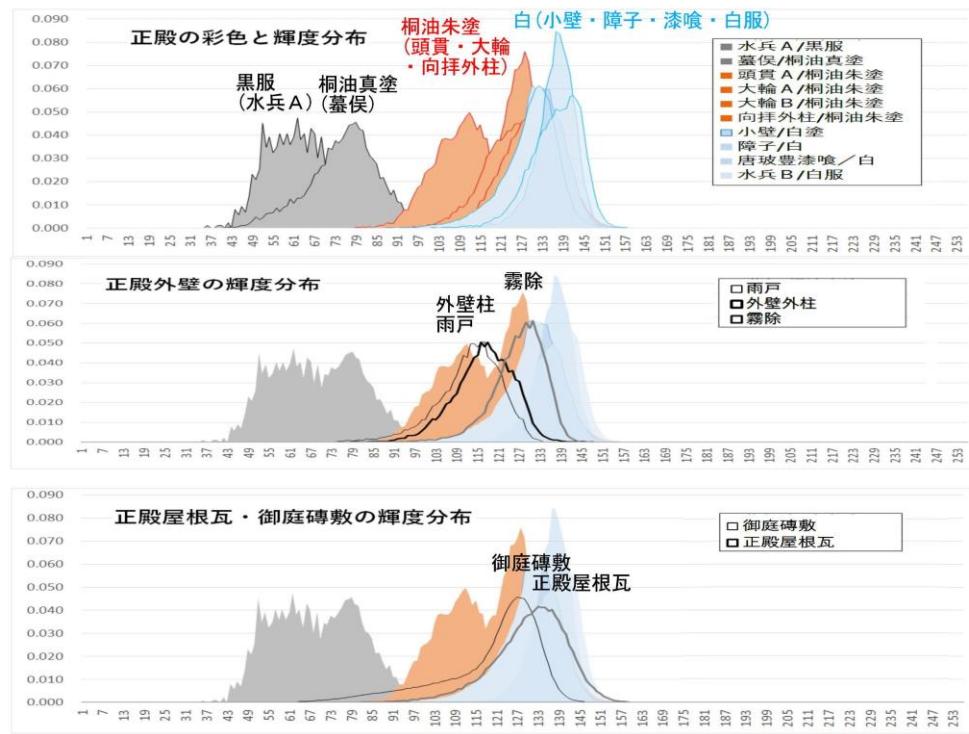


図2：正殿唐破豊・外壁各部の輝度ヒストグラム

4) 今後の展望

- ・上述した、モノクロ写真の画材解析による往時の色の推定方法が妥当であるならば、今後、古写真の画像解析をとおして、正殿などの屋根瓦の色、瓦当文様の色の差、御庭の磚の色などについても定量的に分析できるかも知れない。

表1：正殿各部の輝度値

輝度	水兵A	墓俣	柱貫A	雨戸A	柱計	柱貫B	霧除	向拝外	柱貫C	小壁	障子	水兵B
Count個数	380	7193	10431	24714	25482	8438	27048	22432	11006	2626	33361	4663
Min最小値	43	53	86	69	81	104	89	83	78	73	58	19
Max最大値	84	116	138	136	146	145	147	155	153	154	163	155
Mode最頻値	61	79	110	115	121	127	130	130	131	131	134	142
(Mode)最頻値数	27	486	604	1312	1316	789	1627	1358	694	163	2528	452
41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
59	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	27	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	15	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	22	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	18	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	18	53	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
66	14	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	24	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	19	103	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
69	16	106	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0
70	15	138	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
71	17	180	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
72	8	215	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
73	7	231	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
74	3	285	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0
75	3	344	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
76	0	350	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
77	1	482	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
78	1	486	0	9	0	0	0	0	1	0	0	0
79	1	412	0	14	0	0	0	0	0	0	2	0
80	1	447	0	19	0	0	0	0	1	0	2	0
81	0	392	0	29	1	0	0	0	1	0	1	0
82	0	354	0	27	4	0	0	0	0	0	0	0
83	0	321	0	23	1	0	0	1	0	0	2	0
84	1	302	0	20	6	0	0	0	1	0	1	0
85	0	290	0	31	7	0	0	0	1	0	0	0
86	0	241	7	36	5	0	0	1	0	0	1	0
87	0	192	4	51	12	0	0	1	2	1	2	0
88	0	181	5	55	12	0	0	0	1	1	1	0
89	0	162	12	55	20	0	1	0	2	1	2	0
90	0	146	8	71	20	0	1	2	0	1	5	0
91	0	105	23	82	34	0	1	3	3	1	0	0
92	0	95	27	77	27	0	5	2	0	1	5	0
93	0	58	44	105	32	0	4	4	0	1	0	0
94	0	52	59	114	43	0	9	1	1	2	5	0
95	0	42	70	137	76	0	9	0	2	0	5	0
96	0	42	103	163	80	0	13	1	0	1	3	0
97	0	31	107	175	88	0	18	2	3	0	3	0
98	0	21	136	212	100	0	23	4	1	3	7	0
99	0	20	158	271	100	0	40	1	4	6	6	0
100	0	16	242	350	133	0	34	0	8	4	3	0
101	0	20	283	426	197	0	39	0	5	4	9	0
102	0	7	329	467	217	0	38	4	3	2	13	0
103	0	9	358	450	246	0	46	2	10	3	11	0

104	0	11	419	546	282	1	56	3	12	1	11	0
105	0	4	439	554	293	1	55	6	13	2	21	0
106	0	3	498	670	371	3	66	4	19	3	20	0
107	0	5	504	729	411	4	78	7	20	7	25	0
108	0	8	571	862	521	6	84	10	28	7	42	0
109	0	2	563	945	578	8	114	6	54	5	51	0
110	0	1	604	1083	731	7	135	12	49	2	54	0
111	0	0	572	1140	758	11	232	28	83	6	74	0
112	0	3	543	1294	866	13	245	50	125	3	105	0
113	0	1	490	1263	903	22	282	64	173	4	136	0
114	0	0	523	1306	1046	20	322	122	225	7	169	0
115	0	2	489	1312	1124	33	331	138	240	7	203	0
116	0	1	400	1279	1249	52	380	193	299	18	207	0
117	0	0	352	1159	1331	99	495	245	373	8	255	0
118	0	0	253	1110	1248	104	615	321	399	37	316	0
119	0	0	206	1048	1223	182	739	369	329	26	361	1
120	0	0	182	915	1300	239	902	421	359	47	422	4
121	0	0	175	894	1316	318	1025	537	404	39	473	6
122	0	0	143	753	1255	459	1103	705	397	50	503	2
123	0	0	111	552	1190	501	1247	770	393	66	627	6
124	0	0	85	482	1151	630	1290	963	416	81	712	14
125	0	0	68	422	1024	724	1328	1055	446	84	802	10
126	0	0	57	326	1017	740	1340	1148	433	100	978	11
127	0	0	57	253	822	788	1355	1203	497	127	1092	29
128	0	0	45	132	604	779	1385	1214	574	111	1232	33
129	0	0	32	90	429	704	1534	1247	637	123	1470	33
130	0	0	30	50	327	628	1627	1358	627	136	1665	62
131	0	0	11	22	249	441	1470	1336	694	163	1969	68
132	0	0	14	4	152	298	1414	1204	601	134	2203	80
133	0	0	9	2	89	184	1330	1010	555	150	2459	102
134	0	0	5	1	55	149	1184	931	482	123	2528	126
135	0	0	1	1	36	91	986	860	344	126	2500	159
136	0	0	3	1	22	66	785	779	255	108	2431	211
137	0	0	0	0	9	51	516	644	161	151	1931	194
138	0	0	2	0	4	37	306	595	94	136	1515	286
139	0	0	0	0	4	15	200	541	60	106	1147	302
140	0	0	0	0	6	14	110	560	30	92	751	369
141	0	0	0	0	8	8	53	463	14	74	528	400
142	0	0	0	0	5	2	27	320	13	45	327	452
143	0	0	0	0	3	4	11	241	13	25	242	449
144	0	0	0	0	5	0	4	235	8	17	144	405
145	0	0	0	0	3	2	4	146	4	13	151	324
146	0	0	0	0	1	0	0	136	1	8	99	227
147	0	0	0	0	0	0	2	83	0	5	71	109
148	0	0	0	0	0	0	0	45	0	3	43	92
149	0	0	0	0	0	0	0	30	0	2	46	42
150	0	0	0	0	0	0	0	25	2	2	38	21
151	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	31	18
152	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	29	6
153	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	17	7
154	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	11	2
155	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	1
156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VI-1 漆塗装関係報告資料

漆関塗装関係の報告資料は、安里報告から、下記3報告を選んでそのまま掲載した。

- 1) 2021.6.8 報告資料 御差床・おせんみこちやの「桐油塗り」の再検討について
- 2) 2021.8.24 報告資料 『御冠船之時御道具之図』の「黄色塗」と「黄塗」の検討
- 3) 2021.10.15 報告資料 黄塗・黄色塗・当お湯塗の史料分析の総括

VI-1 御差床・おせんみこちやの「桐油黄塗り」の再検討

2021.6.8 報告

- 1) 問題点
- 2) 課題
- 3) 黄塗り・桐油黄塗り道具の事例
- 4) 黄塗りの技法（貝摺奉行所奉行文書ほか） 5) 石黄を使用した技法
- 5) 石黄を使用した技法

論旨

- ・平成の正殿復元では、史料や研究の不足から確実なエビデンスが得られず、推定せざるを得なかった部分がある。また、新情報や研究の進展で、再検討を求められている部分もある。
- ・正殿の漆塗装は、その一つ。
- ・この漆塗装検討チームでは、下記2点の漆塗装技法について再検討する必要がある。
 - ① 正殿外壁の桐油朱塗り——外壁が桐油朱塗の根拠は？ 桐油朱塗技法の再検討。
 - ② 御差床・おせんみこちやの桐油黄塗り——石黄による黄色塗装の再検討。
- ・ここでは②桐油黄塗を再検討する。

1) 問題点

(1) 平成復元の「桐油黄塗り」の根拠と黄色材料の石黄

- ・平成復元では、『寸法記』に注記された御差床・おせんみこちやの「桐油黄塗り」について、『百浦添御普請日記』(1846年)の修理記録の材料に石黄の記載があることから、石黄による黄色塗装を行った。
- ・王国時代の琉球漆器には、黄色漆は箔絵の下塗りや堆錦餅の一部に用いられるが、黄色漆を上塗りにした黄塗りはほとんど見られない。
- ・王府文書の「黄塗り」は石黄を使用しない。渋や久米赤土と生漆を使用した技法で、茶系色と考えられる。

(2) 「黄塗り」の先行研究

- ・謝敷真紀子 2000 「『白檀塗樓閣山水箔絵湯庫』から見えてくること」浦添市美術館紀要第9号)
- ・謝敷は、上記論文で、『貝摺奉行所文書』の「黄塗」について、石黄ではなく渋が使われたことを指摘。
- ・「桐油黄塗」「桐油塗」「黄塗」についても「桐油や渋のみ、或いは併用し簡便に仕立てた普段使いの道具に施された技法」と指摘している。

(3) 王府関係文書の黄塗り道具

- ・『伊平屋島玉御殿御道具帳』(1870)、『冠船之時御道具之図』(1866)、『評定所文書』(19世紀)、『稻之二御祭公事』(1802)、『冠船之時御道具之図』(1866)などには、多くの黄塗り・桐油黄塗りの道具についての記載がある。
- ・黄塗り・桐油黄塗り道具には、国王・王子への献上品や冊封使節接待用の椅子もあるが、ほとんどが日用食膳器や雑道具。
- ・なかには、漂着民に船中賄道具として支給した「桐油黄塗夜食膳」379枚がある。これらの黄塗り道具は、高価な石黄を使用した黄漆塗りとは考え難い。

(4) 黄塗り・桐油黄塗り道具の色がうかがえる史料がある。

- ・『冠船之時御道具之図』の冊封使節接待道具に「黄塗椅」(黄塗りの椅子)がある。正史・副使用は朱塗沈金の御輜倚で、「黄塗椅」は属官用。属官用の椅子に、皇帝色の黄色塗装をするとは考え難い。
- ・『評定所文書』の「英人来着日記」で、「紫檀色員様深木碗」「紫檀色員様淺木碗」をそれぞれ「黄ぬり飯椀」「黄ぬり小平之事」と注釈している。黄ぬりは、茶系色ではないか。
- ・『仲吉朝忠日記』でも、「黄塗り」を溜塗・春景塗と同種の技法に位置づけている。「黄塗り」は黄色そのものではなく、茶系色だったと考えられる。

(5) 貝摺奉行所の黄塗り技法が具体的にわかる史料がある。

- ・『貝摺奉行所文書』では、「黄塗下地」や「黄塗」は、渋や久米赤土の下地に一度越漆(一度漉しの生漆)を塗る(または、一度越漆に渋や久米赤土を混ぜて塗る)。石黄は使用しない。
- ・天理大学蔵『古琉球古文書』の「御道具図并入目料帳」(18世紀)には、「家(漆器外箱)式ツ黄塗仕申ニ入」として「久米赤土式タ」を計上している。
- ・渋や久米赤土と生漆を使用した「黄塗り」は、茶系色と思われる。

(6) 貝摺奉行所文書における石黄の使用例

- ・『貝摺奉行所文書』(19世紀)や「乾隆七年御道具図并入目料帳」(1742)などの塗装仕様では、石黄の使用は、沈金・箔絵・白檀磨・金箔磨・金箔押など金箔を使用する技法に限られている。
- ・石黄は「黄塗り」には使用しない。

2) 課題

- ・『貝摺奉行所文書』の2411朱塗唐台(表2)と2304朱塗沈金御棚の使用材料(表3)を参考にして塗装実験を行い、渋や久米赤土を使用して黄色系に近い色合いが出せるか確認する必要がある。
- ・「桐油黄塗り」では、桐油をどのように使用するかという問題がある。
- ・桐油は、生漆・渋などと混ぜるのか、コーティング材として使用するのかも検討課題である。

3) 黄塗り・桐油黄塗り道具の事例

(1) 国王、中城王子への献上用の黄塗御縁高

- ・黄塗御縁高*一組——* 縁高：縁の高い折敷、菓子器。

「唐大和御使者并親方申口吟味役之内大親相勤候方在旅中／上様 中城王子様江御機嫌伺、年ニ一度ツト一色見合を以献上可仕事 一御多葉粉盆 一御機世留 一黄塗御縁高一組 但四次物蓋二／右王子衆」(『那霸市史 琉球史料(上)』p.97)

(2) 『稻之二御祭公事』(1802) の黄塗折敷——国建作成資料より

- ・「御手作壺ツ下添共、御手目壺対ふた共、黄塗折*壺対、食鉢壺ツ」*黄塗りの折敷(角盆)

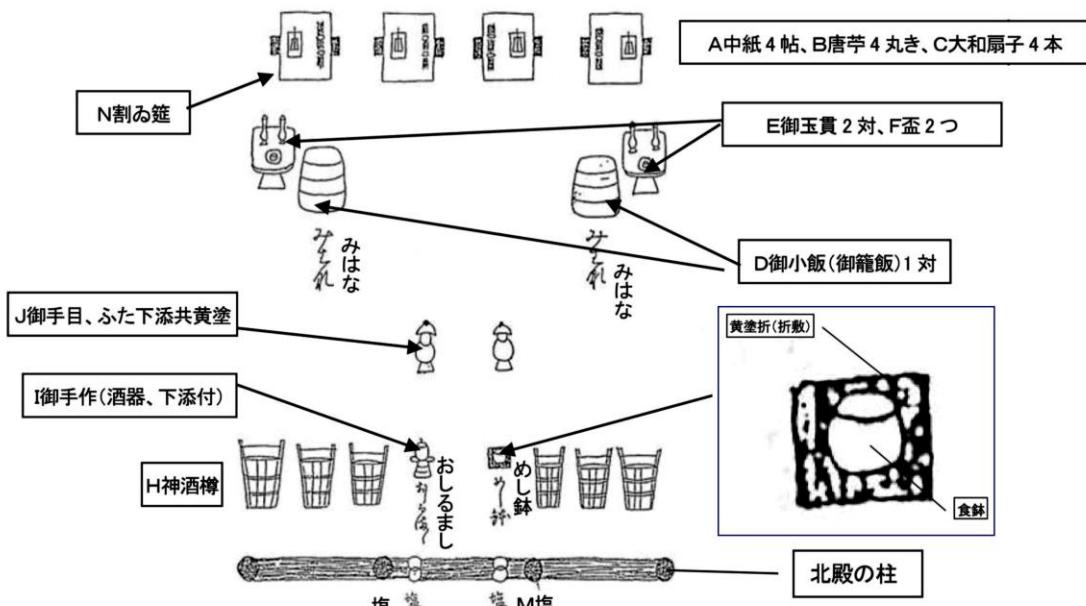


図 西之御殿御飾の図による道具の特定

K 黄塗折、L 食鉢(水入)

『二御祭公事』に、「御手作壺ツ下添共、御手目壺対ふた下添共、黄塗折壺対、食鉢壺ツ」とある。

「折」とは、「折敷(四角い盆)」のことだと安里教授より教示を受けている。「壺対」の表現となっているが、絵図には「食鉢」の下に盆のような表示がみられる。

図1:『稻之二御祭公事』の黄塗折((株)国建資料)

(3) 寅の御冠船の黄塗り道具——『冠船之時御道具之図』(1866)

- ・黄色塗香案——*香炉を載せる机。机には裙（五爪龍文の黄縮緞子）を掛ける。他に真塗高卓がある。
 - ・屏風挟アサゝ桐油黄塗・屏風敷あさゝ桐油黄塗——屏風用の蟬（あさゝ）形小道具
 - ・黄塗椅——イス。加飾なし。別に冊封使正史・副使用の朱塗沈金の御轎倚がある。黄塗椅は「正殿前城元之図」（1838年）の椅子図に照らして属官用と考えられる。

*属官用の椅子に皇帝色の黄色を塗るとは考えられない。

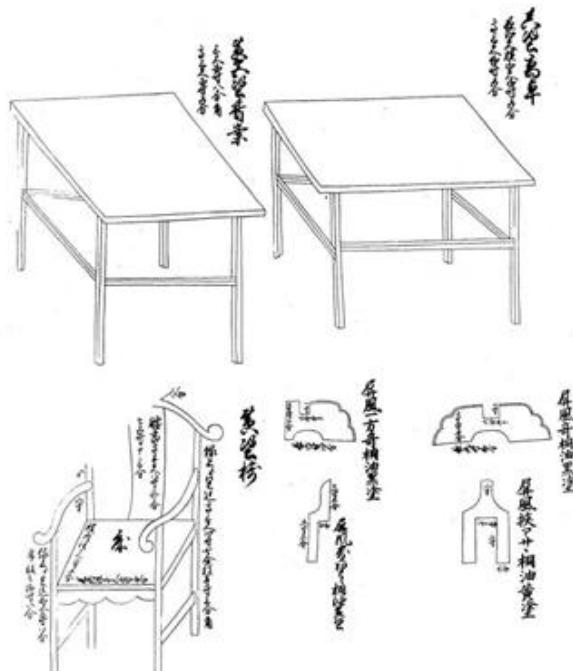


図2:『冠船之時御道具図』の黄塗り・桐油塗り道具

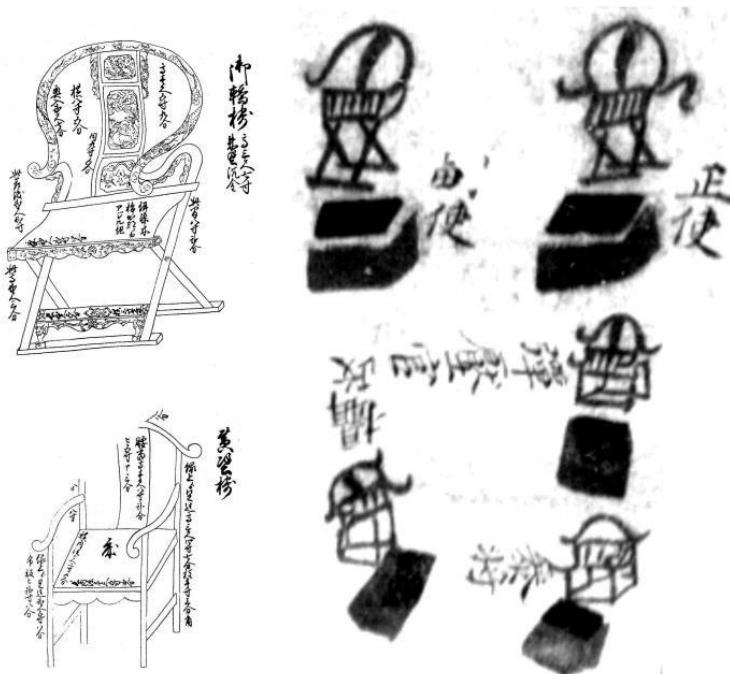


図3：『冠船之時御道具図』

朱塗沈金御轎椅（左上）と黄塗椅（左下）、「正殿前城元設営図」の正史・副使の椅子（右上）と属官の椅子（右下）

(4)『伊平屋島玉御殿御道具帳』の黄塗道具——『伊平屋島玉御殿公事帳』『玉御殿初穂祭并清明御祭祀日記』『玉御殿御道具帳』1870年)

- ・『伊平屋島玉御殿御道具帳』には、「黄塗り」の雑道具が、炭箱・たん後（担桶）、桶、下司板、鍋の蓋など13種類25点もある。これらの雑道具は生漆を塗った茶色系と考えられる。
 - ・黄塗灰押壺ツ
 - ・黄塗火鉢台壺ツ
 - ・黄塗炭箱壺ツ
 - ・黄塗桶壺ツふた共
 - ・黄塗たん後*壺 荷ふた共銅帶銅かなもの棒かけ鍍共——*たん後=担桶（たご=ターグ）
 - ・上焼水甕壺ツ黄塗下司板*壺ツ共——*下司板=水甕の下敷き板
 - ・料理鍋式枚黄塗ふた共
 - ・黄塗蝶燭台ほんぶり式ツ
 - ・黄塗唐台*六ツ足共——*御三味物を載せる机
 - ・黄塗御三味箱四ツふた共
 - ・黄塗大あらまかり御下添*壺ツ——*上焼大碗の受け台
 - ・黄塗壺合抜わん*壺ツ——*貝摺奉行所が作製
 - ・黄塗三勺五才抜わん*壺ツ——*貝摺奉行所が作製
 - ・黄塗御菓子箱*式ツふた共——*貝摺奉行所が作製
 - ・黄塗まんてう台*式ツ入子——*饅頭台、貝摺奉行所が作製

(5)漂着民・欧米人向けの黄塗り・桐油黄塗り道具——『琉球王国評定所文書』(全16巻)

- ・表1は、道光・咸豊年間(1821~1861)の文書に記載された「黄塗り・桐油黄塗り道具」一覧。
- ・39件約500点におよぶ「黄塗り・桐油黄塗り」の道具がある（椀の1束は5~10個で計算）。
- ・これらの殆どが、漂着民への支給品、ベッテルハイムや欧米船員の所望品・購入品。
- ・「黄塗り・桐油黄塗り道具」の種類は、椀・たばこ盆・夜食膳・茶盆・盆・茶台・台・小平・道具外箱などの日用品である。
- ・漂着民への生活用支給品という点でも、日用品であることを示している。
- ・『琉球王国評定所文書』第3巻161頁には、欧米人への漆器提供をめぐる王府の対応方針がうかがえる記事がある。ベッテルハイムが妻への誕生日プレゼントとして「珍敷塗物道具」を王府に要求したのに対し王府は、「貝摺道具其他手六ヶ敷塗物之類」（螺鈿漆器や手の込んだ漆器類）を見せてはやっかいなので「朱塗・真ぬりとても商売用之等」を見せるようにと指示している。
- ・欧米船員に提供した「黄塗り・桐油黄塗り道具」も高級漆器ではなく、生漆塗りを基調にした道具と考えられる。

(6)紫檀色=黄ぬり

- ・「黄塗り」の色が分かる記事がある。表1No.9・33は、「紫檀色員様深木碗」と書いた道具名に、琉球側が「黄ぬり飯椀」と注記している。この「黄ぬり」は、石黄を使用した黄漆塗りとは考えられない。『評定所文書』第3巻「英人来着日記II」道光27年(1847)
- ・黄ぬり飯椀壺束蓋共之事／紫檀色員様深木碗十全、連蓋黄ぬり小平之事／紫檀色員様淺木碗十全連蓋(p.203:15-2 煩代定做)

表1：『琉球王国評定所文書』中の黄塗道具（道光・咸豈年間の漂着民への支給品、欧米人の買取品）

種類	No.	道具名	数量	数量	備考
椀	1	黄塗汁わん	壱束	1束	奥州人へ支給品
	2	黄ぬり汁椀	壱束	1束	奥州人へ支給品
	3	黄ぬり大形飯わん	二具	2	亜人所望申出
	4	黄塗四ツわん	半束	0.5束	英人所望申出候
	5	黄塗四ツ入椀	壱具	1具	英人所望品
	6	黄塗四ツ入椀	壱束	1束	英人所望申出候
	7	黄塗椀	七ツ	7	奥州人へ支給品
	8	黄ぬり椀	七ツ	7	奥州人へ支給品
	9	黄ぬり飯椀	壱束	1束	紫檀色員様深木碗のこと
	10	黄塗飯わん	八ツ	8	奥州人へ支給品
	11	黄ぬり飯椀	八ツ	8	奥州人へ支給品
た ば こ 盆	12	黄塗小形多葉粉盆	式ツ	2	英人所望申出候
	13	黄塗大型多葉粉盆	式ツ	2	英人所望申出候
	14	黄塗多葉粉盆	五ツ	5	奥州人へ支給品
	15	黄塗多葉粉盆	壱ツ	1	漂着天草人宿江入置道具
	16	黄塗多葉粉盆	壱ツ	1	漂着天草人入用付渡
	17	黄塗多葉粉盆	壱ツ	1	亜人等若狭町学校所買取候品
	18	黄ぬり多葉粉盆	五ツ	5	奥州人へ支給品
	19	黄塗夜喰膳	壱枚	1	亜人等若狭町学校所買取候品
夜 食 膳	20	黄塗夜食膳	八枚	8	奥州人へ支給品
	21	黄塗夜食膳	壱枚	1	亜人等若狭町学校所買取候品
	22	黄ぬり夜食膳	八枚	8	奥州人へ支給品
	23	桐油黄塗夜食膳	三枚	3	漂着唐人への支給品
	24	桐油黄塗夜食膳	三百七拾九枚	379	八重山島江御置候唐人并英人／船中賄道具
茶盆	25	黄塗丸茶盆	壱ツ	1	漂着天草人宿江入置道具
	26	黄塗茶盆大小	六	6	總理官より
	27	黄ぬり茶盆	壱ツ	1	奥州人へ支給品
盆	28	黄塗丸盆	式枚	2	亜人等若狭町学校所買取候品
	29	黄塗茶台	壱束	1束	米艦船の提督・水主買い取りの品
茶台	30	黄塗茶台	壱束	1束	亜人等若狭町学校所買取候品
	31	黄ぬり台	二	2	逗留英人、軽キ細道具類茂残置候付
	32	桐油黄ぬり列台		1?	致破船へ支給
小平	33	連蓋黄ぬり小平		1	紫檀色員様浅木碗のこと
	34	黄塗小平	壱ツ	1	英人所望品
外箱	35	琉焼茶庫黄塗家	一	1	蘭船小官共へ
	36	黄塗飯鉢	壱ツ	1	奥州人へ支給品
飯鉢	37	黄ぬり飯鉢	壱ツ	1	奥州人へ支給品
	38	硯蓋之様差物	壱ツ	1	肴類入付用／裏者碁盤之仕様ニ而碁盤通黒糸引 塗方惣様黄ぬり
	39	黄ぬり半植鎚銘	式ツ	2	御物奉行関係の帳当座日記

4) 黄塗り・桐油黄塗りの技法に関する史料

(1) 『仲吉朝忠日記』の黄塗

- ・黄塗りを、溜塗や春慶塗など透漆・生漆を塗る技法と同列に位置づけている。

「御国（薩摩藩）製吉野漆之儀は、上方下漆より位相劣、溜塗、春京塗、黄塗杯は、此以前買下置候路地判と申吉野漆三分貳相交候へば、商売用之塗物は兎角相調候へ共、貝摺道具并真塗朱塗等には用立不申段」云々。（『近世地方経済史料』第9卷）

(2) 『貝摺奉行所文書』(19世紀)の黄塗り技法(表2・3)

- ・『貝摺奉行所文書』には、塗り技法別に使用する材料の数量が詳細に記載されている。
- ・同書には「黄塗」技法が2例ある。
- ・2411 朱塗唐台の「黄塗下地」—— 渋と一度漉し生漆を使用
- ・2304 朱塗沈金御棚の「黄塗ふくり帰塗り」—— 久米赤土と一度漉し生漆を使用
- ・いずれも石黄などの黄色顔料は使用しない。

表2:2411 朱塗唐台の黄塗下地
の材料

一 はせお紙	10.85 枚
一 渋	0.11 合
一 上貝摺師	0.12 人
一 壱度越漆	0.31 匂
一 古苧物	1.35 匂
一 炭	61.36 合
一 菜種子油	0.02 合
一 はせを紙	0.41 枚
但右黄塗下地二入◎	

表3:2304 朱塗沈金御棚の黄塗ふくり帰塗りの材料

一 久米赤土	0.02	合	◎	代錢	1 文
一 渋	0.23	合	◎	代錢	46 文
一 上貝摺師	0.16	人	◎	作料錢	979 文
一 古苧物	3.41	匁	◎	代錢	43 文
一 菜種子油	0.02	合	◎	代錢	35 文
一 壱度越漆	0.68	匁	◎	代錢	493 文
但右黄塗ふくり帰塗二入◎					

(3) 天理大学図書館所蔵「御道具図并入目料帳」(18世紀)の「黄塗」技法

- ・青貝沈金交提重2点を収める「家」(外箱)2点を「黄塗」にしている(表4)。
- ・この「黄塗」外箱の使用材料に石黄などの黄色系顔料はないので、外箱生漆を塗るだけの技法と考えられる。
- ・ただし、「久米赤土」があるので、この赤色顔料を少量混ぜて黄色を出したのかもしれない(実験による検証が必要)。

表4：天理大学図書館蔵『古琉球古文書』の「御道具図并入目料帳」(18世紀)の「黄塗」事例

一 吉野紙七拾八枚	一大和吉野漆百六十め
一 宮古縫直下布長三尺	一大和地漆式百六拾め
一 宮古縫直上布長壹尺五寸	一唐吉野漆四百八拾め
一 綿子五匁	大和吉野漆ニシテ四百拾七匁二分
一 櫻木炭五合	一餅米壹升
一 炭四升五合	一麦之粉式合五夕
一 とほし灰墨五匁	一地粉八百十九匁
一 櫻木炭五合	一着せ布長壹丈五尺八寸
一 五寸廻唐竹長壹尺	一古莘物九十六匁
一 綿子五匁	一延摺貝七十八枚
一 吉野紙七拾八枚	一延白貝拾式枚
	一煮貝五拾六枚
	一檜白柾板壹割長三尺式寸
	一砥之割式百七拾四匁
	一銀子三分五リ
	すくりりかね長三尺五寸代
	(一) □ 久米赤土式夕
	右青貝沈金交提御重式ツはんた地 ニシテ蠅色塗調并家式ツ黄塗仕申二人

5) 石黄の使用事例

(1) 『貝摺奉行所文書』の石黄の使用事例（表5）

- 同書では、石黄を使用した漆器 12 点全てが、金箔を使用する沈金や白檀磨である。
- 石黄は金箔使用だけに使用。
- 例外的に 2405 朱塗沈金青かい交中央卓 1 点だけは沈金で金箔を使用するが石黄の記載はない。石黄の記載漏れと考えられる

(2) 「琉球漆器図解」(1742 年) の金箔と石黄（表5）

- 本文書の「朱塗ニ鬼面箔押花台」は、金箔押しの技法で、金箔と石黄が使用されている。

表5：漆芸技法と石黄・金箔の関係（『貝摺奉行所文書』『百浦添御普請日記』『琉球漆器図解』）

冊子 No.	道具名	技法	使用材料	使用数量		備考
			赤金箔	栴石黄	栴石黄 (匁)	
	『百浦添御普請日記』		● ●	678.88*	56,324.00	* 4.243斤×160=678.88匁
『貝摺奉行所文書』	2302 朱塗沈金さすくい	沈金	● ●	1.11	30.54	
	2303 朱塗沈金さすくい	沈金	● ●	1.02	18.19	
	2304 朱塗沈金御棚	沈金	● ●	2.35	128.50	
	2305 朱塗沈金御花台	沈金	● ●	0.56	30.85	
	2418 朱ぬり沈金御櫛箱	沈金	● ●	1.00	101.72	
	2508 沈金さすくい	沈金	● ●	2.22	625.48	
	2510 沈金さすくい	沈金	● ●	1.11	312.72	
	2411 朱塗唐台	沈金	● ●	0.95	54.31	
	2405 朱塗沈金御料紙硯箱	沈金	● ×	*	101.04	* 栄石黄の記載漏れか
	2401 真塗沈金青かい交中央卓	沈金	● ●	1.14	195.65	
	2404 真塗沈金青貝交中央卓	沈金	● ●	1.14	195.65	
	2414 朱塗一垣貝摺御吸物椀	箔絵	● ●	6.70	4.40	沈金刀なし
『漆器図解』	2414 真塗一垣貝摺御吸物椀	箔絵	● ●	6.70	4.40	沈金刀なし
	2411 朱塗唐台	金箔磨	● ●	0.95	54.31	
	2417 堆朱重々香合	白檀磨	● ●	0.19	18.20	
	朱塗ニ鬼面箔押花台	金箔押	● ●	1.00	240.00	
『貝摺奉行所文書』	2411 朱塗唐台	黄塗下地	✗ ✗	—	—	使用材料 (渋・一度越漆・炭・菜種子油)
	2304 朱塗沈金御棚	黄塗*ふくり帰シ塗*	✗ ✗	—	—	使用材料 (久米赤土・渋・一度越漆・菜種子油) * 黄塗は渋使用 * ふくり帰シ塗は久米赤土使用

・黄塗は、一度漉し漆と渋を使用。黄色顔料（石黄）は使用しない。

・石黄は、沈金・白檀磨・箔絵の技法で、金箔とセットで使用。他には使用されていない。

VI-2 『御冠船之時御道具之図』の「黄色塗」と「黄塗」の検討

2021.8.24 漆塗装検討作業チーム報告資料

要旨

- ・『冠船之時御道具之図』と『冠船時御座構之図』は、1866 年の尚泰王冊封儀礼に使用した御道具図帳と会場設営図である。
- ・そのなかに「黄色塗香案」「黄塗椅」「屏風挟アサ・桐油黄塗」「屏風敷あさ・桐油黄塗」がある。
- ・「黄色塗」と「黄塗」は、同一技法の表記ブレか？異なる技法か？について検討した。
- ・一応の結論は、「黄色塗」と「黄塗」は、区別して用いられた貝摺奉行所の漆工用語と考える。
- ・「黄色塗」は、黄色布と五爪龍文で飾られた皇帝関係道具の香案（香炉を置く机）の漆塗装に用いられており、石黄などを用いて黄色に塗装する技法と考えられる。
- ・「黄塗」は、属官用の椅（イス）や屏風小道具の漆塗装に用いられており、貝摺奉行所文書や王府文書に数多く見ることができる黄色顔料を用いない茶系黄色の塗装とみるのが妥当。

1) 図1の解説

- ・この図は、黄色塗香案、黄塗椅、黄塗屏風挟、黄塗屏風敷の使用状況の説明図。
- ・『冠船之時御道具之図』と『冠船時御座構之図』は、1866 年の尚泰王冊封儀礼に使用した御道具図帳と会場設営図。
- ・「正殿前城元設営図」と「諭祭先王廟図」は 1838 年の尚育王冊封儀礼を描いたと考えられる絵図で、儀礼内容は尚泰王冊封儀礼とほぼ同一。
- ・諭祭御規式は、崇元寺で行われた先王の諭祭儀礼。
- ・冊封御規式は首里城で行われた冊封儀礼。
- ・「黄色塗香案」（机）は、崇元寺での諭祭御規式では、龍亭の前に置き、この上に「黄色塗香案裙」を掛けて、香炉・香合・龍蟬燭・金花を置く。
- ・冊封御規式の闕庭・宣読台で、香炉・香合・龍蟬燭・金花を置く机も黄色塗香案と思われる。
- ・「黄塗椅」は、正殿前での冊封御規式では、弾圧官・遊擊・都司・摂政・久米村などの属官用の椅子として描かれている。
- ・国王・冊封正史・副使用の椅子は「朱塗沈金御轎椅」
- ・「屏風挟アサ・桐油黄塗」「屏風敷あさ・桐油黄塗」はアササ（蟬）形の屏風小道具。屏風は、室内仕切りに使われている。トイレの間仕切りにも使用。

2) 図2の解説

- ・黄色塗・黄塗の道具を、布色・龍文との関係で整理した。
- ・「黄色塗香案」「黄色塗香案裙」と繰り返し「黄色塗」を使用している。「黄色塗」は「黄塗」の誤記とは考えられない。
- ・「黄色塗香案卓裙」は、「黄色塗香案」に掛ける黄絹緞子で、これに皇帝権力を象徴する五爪の「真向龍」（正龍）紋様を織り、黄紗綾の緒を付ける。裏地は黄木棉布。
- ・黄色塗は、黄緞子・黄紗綾緒・黄木棉布の黄色布とともに、皇帝専用色の明黄を出すために黄色顔料の石黄を使用した漆工技法と考えられる。

- ・冊封使と国王用の「御轎椅」には、朱塗に沈金で四爪龍文を彫る。
- ・御轎椅に掛ける「御轎椅褥子」も赤い紺緞子。
- ・国王・冊封使用の道具は、赤色で統一し、皇帝専用色である黄色の漆器・布を使用しない。

- ・弾圧官など属官用の「黄塗椅」と「椅褥子」には龍文様が無い。
- ・「椅褥子」は赤い紺緞子で、皇帝専用色の黄色や龍文を避けている。
- ・「黄塗椅」の「黄」は、「黄塗香案」に用いた石黄による黄色ではなく、貝摺奉行所文書にある石黄を使用しない茶系黄色と考えるのが妥当。

- ・屏風小道具の桐油黄塗の「アサト」の「黄塗」も、皇帝専用色の黄色ではなく茶系黄色と考えるのが妥当。

3) 浮上する検討課題

- ・冊封儀礼道具では、黄色・五爪正龍文様を皇帝関係道具に限って使用しており、「冊封の儀式が中国様式に則して挙行された」ことを裏付けている。
- ・「黄色塗」「黄塗」を冊封儀礼のなかで理解すると、検討すべき課題が浮上する。

- ・正殿2階御差床には「中山世土」などの歴代皇帝御書扁額が掲げられ、冊封使はここで皇帝御書を拝した。
- ・『寸法記』『尚家文書』では御差床の御床に「壁床板桐油黄塗」と注記がある。
- ・御床の「桐油黄塗」が石黄を使用した黄色だとすると、この皇帝専用色を塗装した黄色壁は冊封使の目に触れることになる。冊封儀礼の御道具に対する皇帝専用色への対処と矛盾するのではないか？

「冠船之時御道具之図」	<p>冊封御規式の黃色塗香案</p>	<p>正使 副使 國王 都司 遊擊 彈正官 攝政 久米村 屏風挿アサノ桐油黄塗 屏風敷アサノ桐油黄塗 萬葉橋 黄塗椅 御轎椅(朱塗沈金) 香案 黄色塗香案卓組 黄色塗香案卓組</p>
「冠船之時御座構之図」	<p>冊封御規式の黃色塗屏風挿・屏風敷</p>	<p>*赤線引きが屏風 正使 副使 國王 都司 遊擊 彈正官 攝政 久米村 屏風挿アサノ桐油黄塗 屏風敷アサノ桐油黄塗 萬葉橋 黄塗椅 御轎椅(朱塗沈金) 香案 黄色塗香案卓組 黄色塗香案卓組</p>

図1：『冠船之時御道具之図』の黄色塗・黄塗道具の使用状況

皇帝關係の香案・裾 黄絹緞子・黄木棉布・黄紗綾・五爪正龍文 黄色塗	冊封使・国王用の御轎倚・轎子 紺緞子・四爪龍文 朱塗沈金	属官用の椅・轎子 紺緞子・無龍文 黃塗	小道具 屏風挿アサン桐油黄塗 屏風挿アサノ桐油黄塗 屏風敷アサン桐油黄塗 屏風敷アサノ桐油黄塗 *あせノニ蟬の事(『混効驗集』)
皇帝關係の香案・裾 黄絹緞子・黄木棉布・黄紗綾・五爪正龍文 黄色塗	御轎倚椅子 裏宮古白木棉布 朱塗沈金	御轎椅子 表紺緞子雲龍紋有 裏宮古白木棉布	御轎椅(朱塗沈金) 四爪龍文
皇帝關係の香案・裾 黄絹緞子・黄木棉布・黄紗綾・五爪正龍文 黄色塗	黄色塗香案卓裙 眉同緞子五爪之真向龍 黄絹緞子五爪之真向龍 縁裏黄木棉布 縁黄紗綾	黄色塗香案 三才鏡 三才鏡 三才鏡	黄色塗香案卓裙

図2:『冠船之時御道具之図』の「黄色塗」と「黄塗」道具の使い分け

VI-3 黄塗・黄色塗・桐油塗の史料分析の総括

安里 進 2021.10.15 漆塗装検討作業チーム

1) 黄塗・黄色塗・桐油塗を記載した事例

- ・近世琉球の黄塗・黄色塗・桐油塗について 16 件の史料に記載がある（別表）。
- ・道具類と建築部位の漆塗装事例——黄塗 199 例、黄色塗 2 例、桐油黄塗 391 例、桐油朱塗 19 例、桐油真塗 15 例、桐油黒塗 3 例、桐油塗 21 例。
- ・各技法の使用材料・塗色・技法関係——黄塗技法 6 例、石黄技法 15 例、桐油技法 15 例。
- ・『家譜』（那覇市史）では、黄塗・桐油黄塗の記載は確認できなかった（金城聰子氏による）。

2) 黄塗・黄色塗・桐油黄塗

- ・「黄塗」と「黄色塗」がある。
- ・黄色塗は、清朝皇帝関係の香案と扁額の塗りに使用。石黄を使用して皇帝色の明黄色を表現した塗装と考えられる。
- ・正殿御床・おせんみこちやの桐油黄塗以外に、黄塗 199 例・桐油黄塗 385 例がある。
- * 黄塗 199 例全てが、食膳器(飯椀・夜食膳・盆類など)と小道具や雑道具類(多葉粉盆・蝶燭台・炭箱・桶・担後・下司板・外箱など)。
- ・桐油黄塗 385 例中 382 例が夜食膳。ほかに列台（机？）1 例・屏風敷 2 例。
- ・黄塗 86 例・桐油黄塗 383 例が、漂着民への支給品。
- * 黄塗・桐油黄塗の道具は、多数の漂着民に直ちに支給できるほど多量に流通。
- ・黄塗の色・技法が分かる史料（6 例）。
- ・黄塗を漆器外箱に施す。久米赤土を使用。石黄は不使用。（天理大『貝摺奉行所文書』）
- ・黄塗下地には渋または久米赤土を使用。石黄は不使用。（京大『貝摺奉行所文書』24-11、23-04）
- ・黄塗は、石黄を使用しない溜塗・春慶塗と同種の技法（『仲良朝忠日記』）
- ・紫檀色の深木椀と浅木椀に「黄ぬり飯椀之事」「黄塗小平之事」と注記。黄塗が紫檀色だったことが分かる。（『評定所文書』3 卷 p.203）
- ・石黄を使用した技法（15 例）。
- * 沈金・箔絵・金箔磨・白檀磨・金箔押などで金箔とセットで使用。
- ・堆錦餅にも使用。
- * 黄塗に石黄を使用したことが確認できる事例は今のところ 1 例もない。

3) 桐油黄塗・桐油朱塗・桐油真塗・桐油黒塗・桐油塗

- ・桐油黄塗 391 例、桐油朱塗 35 例、桐油真塗 30 例、桐油黒塗 3 例、桐油塗 21 例。
 - ・そのうち桐油黄塗 383 例・桐油塗 20 例は漂着民への支給品。
 - ・桐油塗りは、〈桐油黄塗・桐油塗・桐油黒塗〉 と 〈桐油朱塗・桐油真塗〉 に分けることができる（別表）。
- * 〈桐油黄塗・桐油塗・桐油黒塗〉は、漂着民への支給品から正殿の塗装や冊封儀礼に使用する道具まで、いろいろな場面で広く使用されている（別表の青文字）。
- * 〈桐油朱塗・桐油真塗〉は、特別な漆工技法（別表の赤文字）。正殿の重要施設（『寸法記』「尚家文書」）、冊封儀礼関係道具（『御冠船之時御道具之図』）、世子の轎（『琉球漆器考』）などの王府の重要な道具・建物重要部位の塗装に限られている。特殊な技法ということではない。
- ・貝摺奉行所文書（京大・天理大・琉球漆器考ほか）の漆器制作事例 132 例中で桐油朱塗は 1 例（世子轎）のみ。桐油真塗の事例はない。
 - ・『久米島具志川間切規模帳』の龜（通常は朱塗）・天蓋への桐油塗の記事*は、桐油朱塗を「過美」とみている。* 「龜天蓋相仕立・・但桐油塗杯ニ而如何ニも不過美様可相調候也」

4) 桐油を使用した技法

- ・京大『貝摺奉行所文書』（13 例）、『琉球漆器圖解』（1 例）の桐油使用事例がある。
 - * 桐油の使用は、沈金・金箔磨・白檀塗など、金箔使用の技法に限られる。
 - ・1 例だけ、朱塗吸物椀に桐油使用があるが、これを「桐油朱塗」とは呼んでいない（京大『貝摺奉行所文書』24-19）。
- * 貝摺奉行所文書には、真塗に桐油を使用した事例は 1 例もない。
- ・明治の『漆器工業調査報告』では、朱漆に生桐油を混合する、豚結下地にボイル桐油を混合。

5) まとめ

- ・正殿の塗装に使われた〈桐油朱塗・桐油真塗〉は、王府の重要な道具・施設部分に限って使用された特別な（華美な）技法と考えられる。
- ・真塗に桐油を混ぜる事例がない。技術的にも意味がない → 桐油真塗は、真塗上に桐油をコーティングする技法か？
- ・朱塗に桐油を混ぜても「桐油朱塗」と呼ばないので、桐油朱塗も朱塗上に桐油をコーティングする技法か？
- ・〈桐油朱塗・桐油真塗〉が、朱塗や真塗に桐油を混ぜて塗装したのか、朱塗・真塗の上に桐油をコーティングしたのか、分析作業と議論が必要。

表1：黄塗・桐油塗の史料総括表

*以上その他、那霸市史「家譜資料」(首里系・久米村系・那覇系・泊系)には黄塗・桐油黄塗道具の記載は確認できなかった(金城聰子氏による)